

平成18年第4回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成18年12月13日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 3時24分散会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(21名)

副議長	1番	山居忠彰君	2番	北口雄幸君
	3番	伊藤隆雄君	4番	井上久嗣君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	小池浩美君	8番	柿崎由美子君
	10番	足利光治君	11番	遠山昭二君
	12番	岡崎治夫君	13番	谷口隆徳君
	14番	山田道行君	15番	田宮正秋君
	16番	斉藤昇君	17番	池田亨君
	18番	牧野勇司君	19番	菅原清一郎君
	20番	中村稔君	21番	神田壽昭君
議長	22番	岡田久俊君		

欠席議員(1名)

9番 平野洋一君

出席説明員

市長	田効子進君	助役	相山愼二君
助役	瀧山敬司君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	吉田博行君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	杉本正人君
経済部長	佐々木幸二君	建設水道部長	遠藤恵男君

朝日総合支所長 城 守 正 廣 君 総務課長(併) 石 川 誠 君  
選挙管理委員会  
選挙課

財 政 課 長 三 好 信 之 君

市立土別総合 藤 森 和 明 君  
病院事務局

教 育 委 員 会 長 佐々木 正 雄 君 教 育 委 員 会 長 朝 日 保 君  
教 委 員

教 育 委 員 会 長 佐々木 文 和 君  
教 育 部

農 業 委 員 会 長 松 川 英 一 君 農 業 委 員 会 長 石 川 通 広 君  
農 事 務 局

監 査 委 員 三 原 紘 隆 君 監 査 委 員 会 長 横 山 日 出 夫 君  
監 事 務 局

事務局出席者

議 会 事 務 局 長 辻 本 幸 慈 君 議 会 事 務 局 長 藤 田 功 君  
議 会 事 務 課 主 幹 近 藤 康 弘 君  
議 会 事 務 課 主 岩 端 聖 子 君  
議 会 事 務 課 主 議 会 事 務 課 主 議 会 事 務 課 主

議 会 事 務 課 主 議 会 事 務 課 主 議 会 事 務 課 主 議 会 事 務 課 主 議 会 事 務 課 主 議 会 事 務 課 主

(午前10時00分開議)

副議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は20名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

副議長(山居忠彰君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席及び遅参についてであります。9番 平野洋一議員から欠席、22番 岡田久俊議長から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

副議長(山居忠彰君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

11番 遠山昭二議員。

11番(遠山昭二君)(登壇) 平成18年度第4回定例会に当たり、さきの通告に従い一般質問をいたします。

第1点目の質問は、土別市の農業についてお聞きします。

最近の新聞やテレビで大きく取り扱われているオーストラリアとのFTA(自由貿易協定)交渉が間もなく始められようとしており、仮に2国間での間税が完全撤廃となった場合に、我が国の経済は甚大な影響を受けるとされています。中でも農産物の主産地である本道が受ける影響は道内総生産(GDP)にして4.2%の損失になるとの試算もあります。拓銀の破綻により道内GDP3.1%の損失となった影響もいまだに引きずっている本道経済がオーストラリアとのFTAによって、それを上回る影響を受けるとなれば、農業関係者のみならず、多くの市民がこの事態に強い懸念を抱かざるを得ないことは申し上げるまでもありません。事実、交渉のテーブルにのると思われるビート一つをとってみても、本市には製糖所がありますだけに、農業はもとより資材、販売業、運送業、更には地域の雇用など、本市経済に及ぶ影響は甚大であると想像するにかたくはありません。

そこで、市長が常日ごろ基幹産業と言われている農業にかかわって何点かお聞きします。

本市は、去年の合併を受けて、土別市農業・農村活性化条例を制定しています。また、この条例の事例に基づく各種の施策については、平成20年度までに土別市農業・農村活性化計画を策定し、総合的かつ計画的に推進していくものとお聞きしています。

ただいま申し上げましたように、本市の農業を取り巻く情勢がオーストラリアとのFTAなどによって大きく変わろうとする今、この活性化計画では何を重点的な課題としていくのか、その基本的な考え方についてお聞きしたいと思います。

また、本市にはこれまで土づくりと人づくりを大きな柱とし、農業施策を推進したわけであ

りますが、現時点において、その目的はどこまで達成されたと考えるのか、またその効果はどのようにあらわれているものと考えているのかお聞きします。

また、11月の道北日報に「大地に夢を追う・酪農にかける人たち」と題し、本市の新規就農された2組の御夫婦と今後の就農を目指して上士別で研修している御夫婦のことが3日にわたって特集されていました。農業を取り巻く環境は、厳しいと言われる中で、自分たちの夢の実現に向けて元気に取り組んでいる状況が伝わってきて、とても頼もしく、強く思えるものでした。農業、農村における高齢化と担い手不足が叫ばれるようになって久しいわけですが、このような若者たちによって地域の産業とコミュニティーが引き継がれていくことは、農業を基幹産業とする本市の将来を展望するとき極めて重要なことであると思います。

しかしながら、新たに農業を始める人にとって、技術面や資金面はもとより、その地域の一員として生活していくための物心両面の温かい支援が必要と考えますが、新たな活性化計画ではどのように位置づけられていくのか、この際お聞きしたいと思います。

2点目の質問として、きのうの牧野議員の質問と重複する点がありますけれども、御了承願いたいと思います。

2点目の質問として、策定作業が進められている総合計画についてお聞きします。

このたびの総合計画には、合併に伴い旧士別市の第4次総合計画、旧朝日町の第3期総合振興計画が失効したことで、新市としての振興発展の基礎となる新たな総合計画を策定することとなり、本年と来年の2カ年で計画づくりが進められるとお聞きしています。これまでの議会においても、そして今回の議会においても、総合計画に関してさまざまな角度から議論されておりますが、重複しない範囲で何点かの項目についてお聞きしたいと思います。

まず、計画策定については、6月には振興審議会に諮問がなされましたが、その諮問の内容についてはどのようなものになっているのか、私は計画策定に当たっての諮問ということになれば、振興審議会の委員の方々はある意味市民の代表でありますので、あくまでも白紙に近い状態で諮問すべきと考えますが、その諮問のあり方について最初にお聞きしたいと思います。

今回の総合計画は、合併による計画づくりであります。合併に当たっては新市建設計画が策定されており、合併後のまちづくりの基本的な指針とされています。一般市民の中に新市の建設計画があるのに、なぜ総合計画が必要なのかといった声も聞かれます。

今回策定される総合計画については、基本構想など士別市が発展していくための将来像がまだできていないと思いますが、この新市建設計画に掲げられている将来像やまちづくりの基本方針、重点取り組み事項について、今回の総合計画の中でどのような取り扱いがなされていくのでしょうか。もちろん建設計画はこれを尊重し、計画の実現を目指していくと考えますが、そうであれば振興審議会には白紙で諮問したことになると思いますが、このことについて、考え方をお答えいただきたいと思います。

次に、策定にかかわって、その基本的な姿勢というものが示されています。この士別市が将来にわたって夢と希望を持つことができるより豊かな地域社会を形成し、それを次の世代に継

承していくことは、今の私たちに課せられた課題であることは申し上げるまでもありません。

そうした意味では、今回の総合計画というものは、まさにその根幹をあらわすものであり、策定に当たっては、計画の達成率というものが重要になる反面、夢と希望にあふれる内容になることも必要なことだと考えます。

そこで、基本姿勢の中で、まちづくりの指針として大きな変革の時代の視点など、6つの視点が掲げられておりますが、この視点はどのような考えを持って設定されたのか、お聞きしたいと思います。

次に、多くの議員も言われているように、市民参加による計画づくりを進めてほしいと願うものであります。こうした計画づくりは、専門的な知識やノウハウなどを有する行政の主導で策定されるケースがこれまでは多くあったのではないかと思います。厳しい財政の状況に置かれて、現在は市民のいろいろな声のすべてに応えることが困難になってきていることは理解するものであります。

そこで、大切になってくるのが多くの市民の声を聞いて、それを市政運営に反映することであり、このことは市長の政治理念であると私は認識しています。今、総合計画策定に当たっては、振興審議会、ワークショップ、市長と語る会、行政懇談会との意見聴取、今後は各種団体との懇談や更なる市民意見の聴取が予定されているようですが、今回は特にワークショップについてお聞きしたいと思います。

32人の市民の皆さんが参加してワークショップが開催されているようですが、まずこのワークショップのねらいというものは何でしょうか。

また、これまでの経過や具体的な内容はどうなっているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

加えて2年という策定期間の中で自由に意見を述べることができるワークショップの役割というものは大きなものがあると考えますが、そこで出された意見はどのように扱われていくのか、お聞きしたいと思います。

質問の3点目に移ります。教育委員会について取り上げてみます。

教育は地域の基礎であると言われておりますが、教育が多くの課題を抱えている今日、教育委員会活動や教育行政執行に当たっては、この言葉をかみしめて、しっかりと現状と課題を見つめ、推進していかなければならないと思うのであります。

そこで、まず教育基本法が国会で審議され、新たな方向が示されようとしておりますが、この教育基本法の改正により教育の方向がどのように変わるのか、その方向性をどう把握しているのかについて考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、学校における国旗、国歌の取り扱いであります。土別市においては入学、卒業式において国歌斉唱や国旗掲揚がすべての小・中学校で行われたと理解してよろしいのか、その状況をお聞きしておきたいと存じます。

次に、最近学校に向けられる保護者の視線が厳しく、内閣府が小・中学校の保護者に行った

アンケートによると、現在の学校教育に「非常に満足」か「満足」と答えた保護者が13%にすぎず、いじめや不登校に対する個別指導や学力低下の不安などが挙げられております。

その一つの要因として、学校現場に対する文部科学省や教育委員会の指示や通達、更には報告事項が一段と急増し、その対応に時間と労力が割かれ、肝心の子供たちの教育指導に当たる時間が少なくなり、落ち着いて人格形成や学力向上のための教育環境に悪影響が進んでいるのではないかと憂慮しますが、その実態はどのようなのかお聞かせいただきたいと思っております。

次に、教育委員会の生涯学習のまちづくりと予算関係についてお尋ねいたします。

生涯学習のまちづくりを標榜する本市において、今までに生涯学習を振興し、新しいまちづくりに発展するような取り組みや予算づけがなされてきたかどうかということでもあります。特に新年度の予算では生涯学習情報センターを初め、図書館や博物館なども経常経費3%の減額の方針が示されたようではありますが、何でも収支の均衡を図るために経費を減額するのではなく、重点項目に対して事業費を認めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

教育の課題については、広範囲にわたり、奥深く、今その入り口に到達したにすぎませんが、別な機会に質問と提案を続けたいことを申し上げ、実りある前向きな答弁を期待し、定例会での質問を終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 遠山議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から農業に関する答弁を申し上げまして、新士別市総合計画につきましては本庁担当助役から、教育委員会の教育推進につきましては教育委員会の方から、それぞれ答弁を申し上げることにさせていただきます。

初めに、北海道経済に甚大な影響が及ぶとされる日本とオーストラリアとのF T A交渉入りが進む中で、特に影響が大きい農業の活性化にかかわってお尋ねがございました。本市の農業は恵まれた自然と豊かな資源を生かしながら、常に生産性の高い農業経営を目指す中で、地域の基幹産業として大きな役割を果たしておりますが、お話にもございましたF T A交渉や近年推し進められている構造改革など、国内外における情勢により、その取り巻く環境は大きく今変わろうとしております。

しかしながら、本市が今後において、どのような状況にあったとしても農業と農村が目指すべき方向とその理念は将来にわたって決してかわるものではないと思っております。お尋ねの農業・農村活性化計画は、この目指すべき方向に向けて、今後におけるあらゆる状況の変化などにも迅速に対応できる施策を展開するために、計画の初年度を平成20年と定めて策定するものであります。

そこで、策定に当たっての基本的な考え方ではありますが、まずは土づくりであります。本市における中核的農家への土地の集積は、これまでの技術や機械化体系の進歩を背景として、比較的順調に行われてきたところでありますが、御承知のように近年は飽和的な状態になりつつあります。更にこれまでの規模拡大によって労働力とのバランスなどから、個々の経営による

肥培管理の徹底が困難となったり、連作などによる地力の減退から、近年頻発する異常気象にあっては災害が発生したり、被害が拡大していくという状況下にもあったわけであります。

このためこれまでもにおいても農地を本来の健康な大地として回復させ、農作物が本来持っている生命力を大切に育て上げることができる土地、水、気象等の自然条件の理にかなった生産体制の再構築を施策の柱としてまいりましたが、今後におきましても、まずは本市の土壌や気象条件に適合した作付体系を確立できる土づくりを力強く推進していくことが何よりも肝要であります。

次には、人づくりであります。人づくりにつきましても、次の時代を担う青年や女性などの担い手を育成支援するとともに、子供たちが農業と農村の大切さについて理解することができる機会を拡充し、更に高齢者が農村の文化や豊富な農業知識を伝承していける場を創設する中で、農村コミュニティの維持にも視点を置いた総合的な施策を推進していくことが必要であります。

そして、この土と人とを基盤としながら、今後WTOやFTAなどによって、大きく変わろうとする時代を乗り切っていくことのできる足腰の強い、新たな取り組みの展開であります。具体的には国際競争力を持ち得る農業構造の改善であり、更には市場流通を優位に展開できる農畜産品の開発であります。このことから現在取り組んでおります集落型営農を目指した上士別地区国営農地整備再編整備事業やサフォークランド士別プロジェクトにおける小羊のブランド化はまさにこれらの取り組みの先駆けとなる事業でありますだけに、今後において、さらなる事業を誘発していくものとなりますように、この推進に鋭意努めてまいりたいと思います。

次に、ただいま申し上げてまいりました土づくりと人づくりにおけるこれまでの達成状況と効果につきましては、土づくりにつきましては、短期間にその効果が大きくあらわれるものではありませんが、平成12年度からは市の単独事業はもとより、当時の転作制度におけるとも補償、更には平成13年度から実施をいたしております中山間地域等直接支払い制度において、排水対策や有機物の施用を全市的に行いましたことから、地力の増進が図られた圃場では気象災害の発生年においても平年作に近い収量と品質が確保されるなど、土づくりの効果は着実にあらわれていると確信をいたしております。

また、人づくりにつきましても、元気かあさん夕の市や農畜産物の加工を通しての女性グループの活動が活発に行われていることは御承知のとおりであります。このほかにも旭川において青年たちの自主企画による農産物販売が行われるなど、今後におきましても期待の持てる取り組みが芽を吹いているものであります。

次に、担い手対策にかかわって、特に新規参入者の支援について、新たな活性化計画での位置づけについてお尋ねがありました。近年農業を取り巻く環境が大変厳しい状況下にある中で、農業外から農業を志して、本市に大きな夢を抱いて農業に参入しようとする方々に対しては、将来にわたり営農基盤をしっかりと定着ができますように、これまで新規就農者の受け入れ農家で組織をするアグリサポート士別や農協、更には普及センターなどと緊密な連携を図りなが

ら、この促進に努めてきたところであります。しかしながら、お話にもありましたように、このような新たに農業に参入しようとする方につきましては、農業の技術の習得、情報、人脈など、更に立ち上がり資金の確保など、新規参入の意欲があったといたしましても、そこには数多くの課題があることもまた事実であります。

このためこれらの課題を解決すべく、これまで農協や農業委員会、更には担い手支援協議会等関係機関との協議をいたしてまいりましたが、新規参入者が早期に自立できるようにするためには、何といたしても農地、宅地、農業機械資本の整備など、初期投資への費用が大きいかかりますことから、この軽減を側面的に支援できますよう、本年4月士別市農業・農村担い手支援規則の見直しをいたしたものであります。

具体的には、新規参入者の経営規模の拡大を希望する農業経営者に対する助成措置の拡大を初めとして、農業機械リースに対する助成、更には農地等の取得に対する固定資産税相当額の助成など、初期投資の軽減を図るべく施策を講じてまいったところであります。今日まで東京や札幌における就農相談会において、本市の魅力を発信し、また新規参入者にかかわる情報の収集など、関係機関を挙げて日ごろから取り組んできた運動の成果といたしまして、本市を新天地として農業を志す中で、既に研修を終えて就農される方、そして今後の就農を目指して今日も頑張っている方がおられるわけであります。加えて就農後におきましても、営農にかかわる農業技術のアドバイスはもとより、地域における生活相互扶助など、地域全体でしっかりと支援体制が図られているところでもあります。

そこで、新たな活性化計画というのを新規参入者の位置づけということではありますが、前段にも申し上げましたように、この活性化計画につきましては、本市が今後どのような状況下にあったとしても決して変わる事のない本市の農業、農村が目指すべき方向とその理念の達成に向けて策定をするものであります。

したがいまして、本市がこれまで取り組んできました農業の原点である土づくりや人づくりを基本としつつ、今日の農業と農村を取り巻く情勢の変化などを的確にとらえながら、中長期的な視点に立った展開が図られるものとなりますように、担い手や高齢者の役割分担が地域で協議できてこそ、農業と農村を貴重な財産として将来に引き継げるとという趣旨を十分に踏まえまして、新しい農業・農村活性化計画を策定してまいりたいと思います。

以上、申し上げます、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 相山助役。

助役（相山愼二君）（登壇） 私から、新市総合計画の策定にかかわっての御質問にお答えをいたします。

初めに、士別市振興審議会に対する諮問についてのお尋ねがございました。お話のとおり合併前の士別市、朝日町は、それぞれが有していた計画を基本として行政運営を行ってまいりましたが、昨年の合併によって、これら両計画の効力は失われているわけであります。

一方、現在本市におけるまちづくりの総合的かつ基本的な計画としては、合併に当たって策

定された新市建設計画があり、目指す将来像を初め、まちづくりの理念や基本方針、重点的取り組み事項などが掲げられております。しかしながら、根拠法令や策定主体が異なることから、新生土別市として地方自治法に基づく総合計画を新たに策定する必要があり、本年度と来年の2カ年で策定を進めることといたしているところであります。

そこで、今回の総合計画についてであります。策定に当たりましては新市建設計画を補強し、更に総合的、体系的な計画とするとともに、新市としてのまちづくりの姿勢や方向性を本市内外に示す計画とすることを基本方針といたしております。

こうしたことから、新市建設計画に掲げた将来像や重点的取り組み事項等を基調に、現下の社会情勢や本市の状況を改めて踏まえつつ、さきに実施したアンケート調査の分析結果を初め、各種の意見聴取会等での意見、提言等に基づく検討を行い、重点施策や分野別の施策及び事業を計画するものであります。

したがいまして、振興審議会の諮問につきましては、特定した項目や事案等に限らず、計画策定の全般についての諮問とさせていただいており、いわゆる白紙諮問としてお願いしているところであります。目指す都市像やまちづくりの基本方針、あるいは重点的取り組み事項や各種施策及び事業等の検討に際しましては、新市建設計画がその土台となるということで提起させていただいております。

次に、計画の策定方針として、基本的姿勢で示している6つの視点についてであります。これらは今回の策定に際し、本市の現状や社会情勢などを踏まえる中で、特に配慮すべき事項を示したものでございます。

その1つ目が大きな変革な時代の視点であります。国や地方自治体を取り巻く環境や産業、経済を初めとするさまざまな分野において、大きな変革のときを迎えている中で、まちづくりや市民生活におけるニーズへの対応についても、新たな視点での取り組みが必要となっております。こうしたことから時代の潮流を展望し、想定される課題に対応し得る計画づくりを目指すものでございます。

2つ目が地方分権の視点であります。今後ますます進展が予想される地方分権の流れの中で、地域の自主、自律が強く求められており、行政システムの見直しや行政と市民の役割分担、更には市民の参加、参画のもとに、分権時代に対応した市政を展開し得る計画づくりを目指そうとするものでございます。

3つ目が市民と地域の視点であります。まちづくりの主役である市民と行政との情報の共有化を進め、共通理解を図ることによって協働のまちづくりを前進させるとともに、それぞれの地域、地区の特徴に配慮した地域づくりを進める中で、郷土への愛着や誇りの醸成を図っていくということであります。

4つ目が融和と一体感の視点であります。こうした視点に立ち、合併に際しての相互信頼を更に深めるとともに、一つのまちとしての存在を一層強めながら、将来合併してよかったと感じることのできるまちづくりを進めようとするものであります。

5つ目が個性と交流の視点であり、本市の有するさまざまな固有の資源に更に磨きをかけ、まちづくりの顔や個性の発揮に努めるとともに、合宿や企業誘致などによって築かれてきた人脈を生かしていこうとするものであります。

そして、6つ目が整合性と実現性の視点であります。このことは各個別計画等との整合性や実現性に十分配慮して策定するという考えを示したものであります。

こうした6つの視点に立って、計画の策定を進め、より豊かな市民生活の実現と情緒豊かな人づくりなど、次世代に誇れるまちづくりの指針にいたしたいと考えております。

御質問の3点目として、市民参加による計画づくりの中で、特にワークショップについてのお尋ねがございました。今回のまちづくりワークショップは、市民の皆さんの公募を基本に、合併協議に関連して御提言をいただいた、よいまち創ろう懇談会の皆さんなども含め、32名の方々によって構成されております。

このワークショップの設置の趣旨といたしましては、さまざまな角度や立場から市民の皆さんの御意見や御提言をいただくとともに、今後のまちづくりにおける合意形成のあり方の一つとして想定したものであります。

また、ワークショップ形式とした理由につきましては、参加される市民の皆さんがだれもが等しい立場で自由に意見交換をしていただくことにあるわけであります。その中からテーマに対する提言を導いていただくとともに、こうした活動を通して各地域の皆さんの相互理解や信頼を築く一つの機会として考えたところであります。

主たるテーマといたしましては、総合計画においてどのような領域の課題を優先的に解決していくべきかといった重点施策、そして、どのような地域個性をモットーに合併新市の一体感の醸成を図っていくのがよいかといったまちの顔、いわゆる地域C Iについての2点であります。

この間、「新しい土別市の『まちの顔』って何だろう」をテーマに、2回のワークショップを開催し、意見を交換していただいております。両市町がそれぞれに築き上げてきた歴史や個性を踏まえ、新生土別市のまちの顔として、何をその主体としていくかが話し合われております。

なお、今後においては、重点的に取り組むべき施策等について意見交換を行う予定となっております。ワークショップにおいて出された意見等につきましては、最終的には提言等としてまとめ、振興審議会にも報告するとともに、総合計画と地域C I展開に反映するよう取り扱ってまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 教育委員会への御質問のうち、教育基本法について、私からお答えをいたしまして、国旗、校歌の取り扱いと教育環境の悪化、及び生涯学習のまちづくりと予算関係につきましては、教育部長から御答弁させていただきます。

教育基本法の改正につきましては、教育改革国民会議からの提言や中央教育審議会の答申をもとに、3年間の論議を経て改正案がまとめられまして、今年4月に国会に提出されたところでありまして、その後御承知のとおり、衆議院での審議を経て、現在参議院において審議中のところでございます。

この改正案の提出に当たりましては、現行法が制定から半世紀以上たち、その間教育水準が向上し、生活が豊かになる一方で、都市化や少子高齢化の進展により、教育を取り巻く環境は大きく変化している。また、子供のモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下などが指摘され、このような中で教育の根本にさかのぼった改革が求められるとし、将来に向かって新しい時代の教育の基本理念を明確にし、我が国の未来を切り開く教育を実現していくために改正するものとされたところでございます。

その概要であります。教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、改めて教育の基本を確立し、その振興を図るため、個人の尊厳など現行法の普遍的理念は大切に引き継ぎながらも、今日極めて重要と考えております理念等を明確にするとし、教育の目的及び目標として現行法にも規定されている人格の完成などに加えまして、個人の価値を尊重して、その能力を延ばし、創造性を培い、公共の精神に基づき、主体的に社会形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、そのはぐくんできた我が国の郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなど、現在と将来を展望し、重要と考えられるものを新たに規定し、教育に関する基本的な理念として、生涯学習社会の実現と教育の機会均等が規定されたところでございます。

また、教育の実施に関する基本について定めることとし、現行法に規定されております義務教育、学校教育及び社会教育などに加えまして、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育、並びに学校、家庭、及び地域住民などの相互連携教育について、新たに規定され、更に教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定などについて規定しているところでございます。

そこで、この基本法により、教育の方向がどのように変わるのかとの御質問でございますが、このことにつきましては、御承知のとおり、まだ参議院において審議中の法案でありますし、また教育基本法は理念法でございます。具体的には改正後の関係法令にゆだねることとなりますので、現実の教育がどのように変化し、変わっていくかは、現状では大変見えづらいものがございますが、仮に原案どおり成立したといたしますならば、例えば改正案が伝統や文化の尊重、国や郷土を愛する態度を育てることを目標にしておりますことから、学校現場では社会科や道徳などの指導に変更が加えられる可能性があります。日本の歴史や先人の偉業を知ることや自分の生まれた郷土に親しむ態度を養う点について指導の充実が図られる可能性が高くなるのではないかなどが論じられているところでございます。

また、今後5年間の教育政策の基本方針であります教育改革振興計画の策定が義務づけられておりますので、より長いスパンでの計画的な教育政策の実施が可能となることと考えられま

す。更に教育基本法改正は、すべての教育改革の出発点だととらえられておりますので、成立後は教育現場、教育委員会制度などの各方面での見直しが行われ、教育改革が加速的に増すことが予想されますし、学校教育におきましても、学校教育法や学習指導要領などの教育関係法令の見直しがなされ、教育現場に具体的な対応が求められるものと考えられております。

このように教育基本法は、教育の基本理念について定められておきまして、学校教育法や社会教育法など、すべての教育法規の根幹をなす法律でありまして、今後の日本の教育の方向を定める重要な法案でありまして、その改正については国民各層からもさまざまな意見が出され、国会でも多方面で論議がなされているところでございますので、私といたしましても、国会において十分に審議され、国民の合意形成が図られるよう願っているところでありまして、その推移を見守りながら、今後適切に対応してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君）（登壇） 私からは、国旗、国歌の取り扱いと教育環境の悪化、及び生涯学習のまちづくりと予算について御答弁を申し上げます。

まず初めに、学校の入学式、卒業式における国旗、国歌の取り扱いについてであります。児童・生徒が将来国際社会において信頼され、尊敬される日本人として成長していくためには、国旗、国歌の意義を理解し、それを尊重する心と態度をしっかりと育てるとともに、すべての国の国旗、国歌に対し、等しく敬意を表する態度を育てることが大切であります。

このような資質を身につけることがこれからの国際社会に生きていく国民として必要とされ、学校教育におきましては、国旗、国歌について適切な機会をとらえ、指導するものとされております。具体的には、小・中学校の学習指導要領で、特別活動におきましては、入学式や卒業式などにおいて、その意義を踏まえ国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとされており、市内のすべての小・中学校におきまして、入学式や卒業式では国旗の掲揚と国歌斉唱が実施されているところであります。

次に、学校現場に対する指示や通達、更には報告事項の急増に対し、教育環境への悪影響が進んでいるのではないかと御質問ですが、例えば各学校へは法令改正に係る通告や指示事項、更に各学校の教育課程の実態や児童・生徒に係るさまざまな調査照会文書が文部科学省や北海道教育委員会などから相当数送られてきている実態にあります。特に調査照会文書の中には緊急に報告を求められるケースも多々あるほか、学校がまだ落ち着いた年度当初に集中しているところでもあります。

教師は本来授業だけではなく、部活動や生活指導などを通じて身体を鍛えたり、共同性や協調性を身につけさせたりと、子供の人格形成にかかわりを持ってありますが、このように文書等の処理に多くの時間を割かれている現状もあり、現在大きな問題となっているいじめ問題などにつきましても、子供たちときめ細やかに接する時間がなかなかとれないなどの声が上がっているのも事実であります。

こうした中で各学校におきましては、公務文書の見直しや各種資料を教職員各自で保管せず、パソコンで一括管理し、共有化を図るなどの検討をしたり、教育委員会といたしましても、各学校の省力化を図るため、できるだけパソコンのメールにより連絡を取り合ったり、国や道教委等からの調査、集計作業もお願いをいたしているところでもあります。また、平成17年6月には上川管内教職員に係る時間外勤務、業務の縮減等推進委員会が設置され、事務作業の縮減に向け、学校とともに取り組みを行っているところでもあります。

教育委員会といたしましては、今後とも教職員が子供たちと十分触れ合えるよう、保護者や地域の方々との協力もいただく中で、なお一層教育環境の整備に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

次に、生涯学習の取り組みと予算についての御質問にお答えをいたします。

生涯学習のまちづくりについては、推進するための条件整備に長い歳月を費やしてきた経緯がありますが、平成11年に人づくり、まちづくりの推進本部が立ち上がって以来、推進協議会を平成13年に設置し、更に平成15年には事業の推進母体となる人づくりまちづくり市民会議みなくなるが発足したところであり、以来、生涯学習のまちづくりの中核となって、具体的な活動を展開しているところでもあります。

また、平成16年には改築が急がれていた図書館を生涯学習情報センターの中核となる施設としてオープンさせたところでもあり、生涯学習のまちづくりは一步ずつ着実に推進しているものと認識いたしているところでもあります。

そこで、新年度の予算要求について一律に減額するのではなく、重点項目に対して事業費を認めるべきとの御質問であります。教育委員会としても市が打ち出した新年度の予算編成の方針は尊重しなければならないわけであり、特に経常経費の3%の削減の指定事業については、特別な事情があるもの以外については、全庁的な視点に立って減額していかねばならないものと考えております。

しかし、具体的な政策事業費の要求に当たっては、教育委員会内部で十分事業内容等を精査し、重点的なものについてはめり張りをつけて、予算要求をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上を申し上げて、答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 19番 菅原清一郎議員。

19番（菅原清一郎君）（登壇） 平成18年度第4回定例会に当たりまして、通告に従って順次質問をさせていただきます。

最初に、平成19年度予算編成方針についてであります。

この関係の質問については、昨日の牧野議員から初めとする多くの議員が大変注目している中での質問が多いわけではありますが、私からも重複する部分がたくさんあるかとは思いますが、市民並びに議員の注目する案件でもあることから質問をさせていただきます。

最初に、本市の財政状況についてであります。歳入では自主財源の柱である市税において、

税源移譲による増収は見込まれるものの、実質的には給与所得の影響から減少傾向にある上に、本市歳入の大半は地方交付税に依存している中で、新型交付税の導入など算定方法が抜本的な見直しが予定されているようであります。現時点ではその内容が不透明であり、その動向によっては大きく予算編成に影響が出るとあります。

一方、歳出面では、国の指針に基づく集中改革プランを踏まえて、本年5月に策定した行財政改革大綱実施計画や財政健全計画、それに定員適正化計画による行政全般にわたって改革を進めるとあります。具体的には人件費の縮減や公共施設の維持管理方法の見直しや事務事業の見直しなどをしたの歳出の構造改革を目指しながらの運営だが、平成19年度は6億8,000万円程度の財源不足が生ずる厳しい状況にあると言っているのではありませんが、こうした中で平成18年度は新しい自治体として通年予算を編成し、今日まで経過してきたのでありますが、その反省点を踏まえながら、新年度も税収不足が予測されながらの市民のニーズに沿って、的確な予算措置をしていただかないとなりません。この機会に平成19年度の予算編成に当たって、本市の財政状況をいま一度確認させていただきます。

歳入の市税見込み額と交付税の見直しはいかがなものでしょうか。

また、歳入不足に対するの措置としては基金の取り崩ししか方法がないのでしょうか。合併によるところの地方交付税の歳入見込みは、合併時に示された見積もられた金額は間違いなく交付されるのでしょうか。編成方針においては、どの程度の積算の予定であるのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

2つ目には、予算の基本方針と考え方についてですが、若干前後、先に質問した事項と重複があるかと思ひますが、方針の中では平成19年度予算は引き続き旧両市町の均衡ある発展を目指すことを基本として、合併効果を最大限に生かした予算編成をするんだとあります。更には財政健全化計画を具現化する新しい予算の始まりの年と位置づけ、元気で生き生きと交流が盛んなまちづくりのキャッチフレーズ以下、7項目の基本項目で立案されているようであります。基本的な考え方は、それぞれ市長と語る会や行政懇談会を通じて、あらゆる方面からの住民の要望事項を予算編成に組み入れられると思ひますが、具体的には新年度において、どのような事項を盛り込んでいかれるのかお伺ひするものであります。

行財政改革の推進に当たっては、財政の健全性への指数も大きく、危険ラインを超えてきているとありますが、決算審査のときにも答弁があったかと思ひますが、改めて本市の値を近隣の市と比較しての答弁をお願いしたいと思ひます。

このような状態から脱却するためには、基金の取り崩しに頼るのではなく、思い切った財政改革、財政基盤の強化と行財政へのスリム化するとありますが、徹底したコストの削減や施策の見直しだけでは解決にはほど遠いと思ひるのであります。本市の財政課題は、1つには人件費の抑制があると思われまふ。合併によって、その効果を求めるときに、職員の適正化が一番だと思ひます。しかしながら、ただ単に人減らしをすれば問題解決にはならないのではないのでしょうか。リストラを実行したり、給与カットをしても大きな効果にはならないと思ひます。私

自身も会社経営をして、今言ったようなことを実施してみたのでありますが、その効果はある一定のところには到達するものの、当初描いたようなことにはならなかったのであります。むしろ逆効果に働く意欲が失われたり、職員間の意思が疎遠になったりであったのであります。ですから、市職員に自分の仕事に誇りを持って、住民サービスをしていただけるような環境づくりが大事だと思っているのですが、一つの考え方としていかがでしょうか。

また、各企業会計や特別会計についても、今さらなかなか切り離されなくなった営みが蕭々と行われているのでありますが、こんな財政状況下では思い切った財政支援は不可能であることから、ある一定の時点に陥った場合は清算等をする勇気も必要だと思います。本市でも特別会計の中に決算上の数字よりも厳しい運営を強いられているような事業会計が実際にあると思われませんが、本市本丸をも脅かすような状況下にはないとは思いたいのでありますが、私自身、土別市議会議員となって1年有余を過ごさせていただいたのでありますが、各特別会計を含む企業会計や第三セクターへの支援はこの先厳しいものがあると感じておりますし、とても心配でないのであります。理事者初め、幹部の皆さんの日ごろからの御努力には敬意を表しますが、市民のためにと新規特別事業を立案され、今日まで厳しいながらも莫大な市民の血税を投入しながらの運営をされてきているのでありますが、これ以上の累積赤字を生じるような事業についても支援されていくのか、考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

3つ目に、新市建設計画についてであります。これは合併時の大きな約束事でありまして。この計画は最大公約数実施していかななくてはならないのでありますが、これも大きな課題となるのはやはり財源の確保となると思うのでありますが、方針の中にもあるように、財源の確保についても5点の指摘事項があるのですが、的確に素早く実行していくことが要求されてくることから、職員一人一人の真剣な取り組みが必要となってくると思っております。

多種多様な課題を解決するためには、共通認識をすべての役職員が一丸となって持つことだと思うのであります。今後は合併協議会の確認事項を最重要視しながら、優先順位の見直しが検討されることもあると思うのでありますが、それぞれの地域の住民はその約束事の実現に期待をしながら、目を光らせているのであります。財政が厳しいからだけでは納得がいきませんし、それでは何のための合併だったのかと思われても仕方がないのであります。市長初めとする理事者と行政機関のすべての職員の力と知恵の結集が必要であります。

そのことを踏まえて、新年度からの新市建設計画の実現のための考え方と新年度から平成22年度までの計画の一端をお示しいただきたいと思っております。そして特に新年度の予算に積み上げる予定をお聞かせいただきたいと思うのであります。

次に、市職員の倫理規定についてお伺いいたします。

本市では、平成17年9月1日付で、土別市倫理規程を施行しております。あわせて土別市職員賞罰審査委員会規程も同時に施行されているのであります。倫理規程は国家公務員倫理法の趣旨を踏まえて、関係業者との抵触等に関し、職員が遵守すべき事項を定めており、職務執行の公平さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民

の信頼を確保するための必要な事項を定めるものとあります。

この規程は、第1条の趣旨、第2条、基本的な心構え、第3条では関係業者等との接触に関する規則、そして第4条では委任の4つの条項からなっております。職員倫理規程策定後、今日までこの規程違反した者は実際にいたのでしょうか。関係業者以外ならば規程違反にならないように解釈されますし、また拡大解釈していいのかは別として、規程の中に一切の利益供与は受けてはならないとありますが、括弧書きで、社会一般の接遇として容認される湯茶の提供等を除くとあります。そして、前項の規定は家族関係、個人的、友人関係等に基づく私生活面における行為であって、職務に関係ないものは適用しないとなっております。ですから、関係業者等とのつき合いはしてはいけないが、社会通念上程度であればよしとも判断できるのであります。

このことは本人が決めることであるので、大変難しいのであります。そこで、そのほかにもこの倫理規程以外にも職員に対する規定といったら服務規程などもあるのでありますが、主な規程の内容についてお聞かせください。

次に、罰則規定と処分についてであります。先般も新聞紙上をにぎわせた事件が発生するなど、まことに残念でもありますし、遺憾に思っております。日ごろからの職員の教育に問題があったのか、直属の上司や仲間の職員とのコミュニケーション不足が原因なのかよくわかりませんが、本市職員が警察ざたになったことは事実であります。

そこで今回の質問は、職員賞罰審査委員会があって、その委員会の構成メンバーや審議内容について、差し支えない範囲で結構でありますから、内容についての報告と今年の合併後から今日まで何度の審査委員会が開かれ、主にどのような事案があったのか、お聞かせいただきたいと思えます。

特に、合併後の本市職員の酒飲みなどの検挙などの状況はどうなっているのでありましょか。前夜に飲んだアルコールによって、翌朝に酒気帯びが発覚、検挙される事案があるようではありますが、それぞれに認識不足から大丈夫だと思っても事故などが起きたときや一斉検問などで摘発されているようであります。聞くところによりますと、お酒の濃度測定器を購入して、それによって測定してから運転業務についているようではありますが、問題は出勤途中に酒気帯び状態があるのだけはいかがいたしましょか。

昨今の交通事故、それも飲酒運転に対する世間の目は相当厳しい批判があるのでありますが、本市職員に対する指導教育はいかなさっているのかお聞かせください。

そして、この機会にこの関係に対する規定や罰則について、我々議員や行政側の皆様といま一度認識を新たにして、土別市からは絶対にこのような対象者を出さないようにするために、その内容をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から平成19年度予算編成方針に関する質問のうち、財政状況及び予算の基本方針

について御答弁を申し上げ、市職員の倫理規定につきましては本庁担当助役から、新市建設計画の実施につきましては総務部長の方からそれぞれ答弁をいたします。

新年度の市税の見通しであります。個人市民税につきましては定率減税の廃止により3,500万円、所得税から住民税へ税源移譲に伴う所得割の税率フラット化などの税制改正による影響から約1億6,000万円の増収を見込んだところであります。他の税目につきましては、ほぼ前年並みを見込んでいるところであります。

ただ、本格的な税源移譲を行うまでの間の措置として、所得譲与税が地方公共団体に対して譲与されているため、税源移譲による住民税への移行で増額した分は、所得譲与税が減額となるといった相関関係にあることから、実質的に増収にはつながらないものと考えます。

また、地方交付税につきましては、全国的な景気拡大によって国税収入の伸びが見込まれているところですが、これに連動する地方交付税法定率分の余剰を特例減額として、国債償還に充てる動きも見られるなど、現段階では極めて不透明な要素が多いのであります。さきの骨太方針2006では、一定の地方交付税は確保するとしていますが、それぞれの団体の交付税が保障されているものではないことから、積算に当たってはこれらの動向を見守る中、明年1月に国から示される地方財政計画を十分精査をし、対応いたしたいと考えております。

次に、歳入不足に対する措置であります。他に有効な財源がないことから、基本的な手法としては確実な財源でもありません。基金の取り崩しによる対応とならざるを得なく、18年度当初予算におきましては、財政調整基金3億3,000万円、特定目的基金1億8,700万円を措置したところであります。これらはこれまで同様可能な限り、取り崩しの停止を図っていく考えであります。

ただ、基金残高も限られており、今後の財政運営の貴重な財源でもありますだけに、安易にこうした手法に頼ることなく、徹底した歳出の削減、事業の見直しや歳入確保を図る中、可能な限り基金残高の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、合併による地方交付税などの支援措置であります。まず普通交付税の算定替えにおいて、合併後10年間は合併しなかった場合の交付税が全額保証され、その後、5年間で激変緩和措置がとられることとなります。18年度におきましては、算定外において、それぞれの市町が存在するものとして算定されたことから、本来の一つの団体として算定した額と比較しますと3億4,000万円多く措置を受けたところでございます。

また、合併補正として、合併後5年間は行政の一体化に要する経費などの臨時的経費にかかる包括的な財政措置があり、2億1,600万円が5年間で均等に措置されるところであり、普通交付税におきまして4,300万円が算入されてきております。更に特別交付税において、合併後3年間は新しいまちづくりのために一定の基準で措置されますが、これにより1億2,200万円の措置がされたところであります。こうした支援措置は19年度におきましても行われるものを見込んでいます。

次に、予算の基本方針と考え方についてお尋ねがありました。

まず、住民要望の予算化であります。お話のように市長と語る会や行政懇談会では83件の要望、質問意見がありましたが、要望としては医療、福祉、教育、農業、道路、住宅整備など、多岐にわたる項目で46件あったところでございます。ただ、今日的な財政状況は現行政策、施策の維持で多くの財源が使われる実態にあり、新たな要望にはなかなか取り組めない状況にありますことから、これら要望につきましては、内容を精査の上、優先順位を考慮しながら、可能なものについては対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、財政の健全性についてであります。

財政構造の弾力性をあらず経常収支比率は、17年度決算で94.2%、18年度の見込みでは94.4%となっているところであり、危険水準とされる80%を大きく超えているのが現状であります。全国的に見ると、地方交付税の削減による影響から、平成16年度は平均90%を超えるなど、全体的に財政の硬直化が進んでおります。

また、平成17年度決算速報値によりますと、道内におきましては35市の中、24市が90%を超える状況となっており、近隣市では名寄市が92.3、旭川市が89.9、富良野市が93.2%となっているところであります。

また、公債費等における財政負担の程度を客観的に示す実質公債費比率では、17年度決算で16.6%、18年度の見込みでは16.2%となっております。この数値が18%を超えると、地方債許可団体に移行することとされており、25%を超えると単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となるものであります。道内では既に3市が25%を超えている状況になっております。

このように地方交付税の大幅な削減から、全国的に財政の硬直化が進んでいるところでありますが、本市におきましても厳しい財政状況と今後の見通しを踏まえて、本年5月に自主財源の確保、歳出構造の改革を柱として財政健全化計画を策定したところでございます。今後、中長期的な視点に立った財政構造の転換、将来の健全な財政運営を図るため、行財政改革実施計画とともに取り組んで、これら計画の着実な推進によって財政構造の改革を図ってまいりたいと思っております。

次に、職員の人件費抑制についてであります。財政健全化計画の中で職員定数の見直しや給与等の見直しによる人件費の抑制を検討しているところでありますが、まず職員定数につきましては、効率的な行政運営や時代に即した組織のあり方などの観点から、事務事業の見直しや民間活用の推進などを図ることによって、定員適正化計画の着実な推進を押し進めるものであります。

また、給与等につきましても抑制措置を考えておりますが、財政の健全化は喫緊の課題でもありますだけに、職員に対して理解を求めると同時に対応してまいりたいと考えております。

更に、職員の士気につきましてお話がありましたが、今日のような先行き不透明な困難な時代にあつて、諸課題の解決には何よりも職員の取り組む姿勢、やる気が職場に大きくみながっているところであります。私はこれまでも機会あるごとに職員に対しましては、常日ごろより自

己研さんを求め、市民の先頭に立って業務に当たる高い士気を求めてきたところであり、このことは職員にも理解されているものと思っております。今後とも、より勤務しやすい環境の整備に一層努め、士気の低下を招かないよう対応いたしてまいりたいと考えます。

次に、特別会計、企業会計に関してであります。現在の会計では、国民健康保険事業、介護保険事業のように、特別会計の設置が法律上義務づけられているもの、公共下水道事業、簡易水道事業のように、条例で設置している準公営企業、あるいは病院事業会計、水道事業会計のように地方公営企業法の適用を受けるものがあり、これら会計への一般会計からの繰出金は17年度決算では合わせて21億3,400万円、歳出に占める割合では13.3%と、大きな割合を占めているところであります。

こうした繰出金につきましては、各特別会計が適正な運営を図るため、国の繰り出し基準に定められているわけであり。ただ、経営状況が安定していない場合には、本来的ではありませんが、収支不足に対して一般会計からの補てんによって収支の均衡を図っているところがあります。しかしながら、特に病院や水道事業は、地方公営企業法が適用され、独立採算性を原則としていますが、地方公営企業法に定められた独立採算性の趣旨は、一般会計等において負担すべき経費を明確に定めた上で、それ以外の運営に関する経費は、原則として経営に伴う収入をもって充てるというところにあります。

病院事業会計においては、このまま推移をいたしますと、多額の不良債務が発生する見込みにありますので、現在市立土別総合病院経営計画を策定中であり、これによって対処してまいりたいと考えているところであります。

また、本市の第三セクターにつきましては、株式会社翠月、羊と雲の丘観光株式会社、土別市農畜産物加工株式会社、株式会社土別開発公社、土別市土地開発公社がありますが、その経営状況はおおむね安定をいたしております。ただ、株式会社土別開発公社、羊と雲の丘観光株式会社につきましては、累積赤字がそれぞれ1,100万円、1,700万円となっておりますが、第三セクター設立の趣旨や行政に果たす役割を踏まえて経営を改善し、赤字解消に努めながら継続して運営をしてまいりたいと存じております。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 相山助役。

助役（相山慎二君）（登壇） 私から、職員の倫理にかかわっての御質問についてお答えを申し上げます。

まず初めに、職員倫理規程についてのお尋ねがございました。この倫理規程は、市職員として事務を行う上で市民の疑惑や不信を招くことがないように、常に公私の別を明らかにし、みずからの職務やその地位を私的な利益のために行使することを厳に戒め、公務に対する市民の信頼を確保することを目的として定めたものであります。特に国や道を初め、地方自治体において、公共事業などに絡んだ関係業者等との不適切な関係や目に余るような接待や物品の贈与など、組織ぐるみの違反行為と思われるような公務に対する国民の信頼を損ねる事案が後を絶た

ないといった公務員の不祥事が相次ぐという事態を踏まえ、国は平成11年に国家公務員倫理法を制定したところであり、旧市町においてもこの法の趣旨を踏まえて、平成13年に制定しておりますが、合併により失効いたしたため、改めて合併時に施行したものでございます。

この規程に基づく違反による処分者は今日までおりませんが、議員のお話のように職務上の利害関係者や私生活上での私的な関係などを踏まえ、公務員としての公正な職務の執行に対して、市民からの疑惑や不信を招かない行為を求められていることは申し上げるまでもないことで、日ごろからこの倫理規程で求める基本的な心構えに基づき、職員は行動しなければならないものであります。

そこで、この種の職員の倫理的な事項以外に服務に関し、どのようなものがあるのかのお尋ねでございます。まず、職員の分限や懲戒につきましては、職員の意に反する降任や免職、及び休職の手續に関して定めた市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例や戒告、減給、停職、または懲戒処分としての免職の手續に関して定めた市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、更には交通事故や交通法規違反を起こした職員に対する処分に関して定めた市職員の交通事故等に関する規程がございます。

更に職員の服務につきましては、前段申し上げました市職員倫理規程のほかに、勤務時における心得や身分証明書の常時、携帯などを定めた市職員服務規程、性差別のない健全な職場環境を確保するため、職員の責務などを定めた市職員セクシャルハラスメント防止要綱がございます。こうした例規は不祥事の未然防止に対する職員の自覚を促し、服務規律の徹底を求めるものでありますが、一たん職員の不祥事が発生した場合にあっては、これら例規の規定に基づきその処分を科すことになるわけでありまして。

そこで、お尋ねのありました市職員賞罰審査委員会についてであります。この委員会は行政委員会などからの諮問に応じて、職員の賞罰について調査、審議し、意見を具申することといたしており、部長職及び総務課長、並びに職員労働組合の代表の10人で構成され、総務部長が委員長となっております。

合併後においては4回開催され、年2回は懲戒処分に関する規程や基準の見直しについて、他の2回は不祥事の発生による懲戒処分に係る審議でありました。処分の決定に当たっては、過去の事例や国・道の基準を参考に、市職員の懲戒処分に関する指針に沿って総合的に判断をいたしているところであります。

次に、飲酒運転にかかわってのお尋ねがございました。議員のお話にありましたように、飲酒運転が後を絶たず、加えて福岡市内で発生した公務員の不祥事を契機として、にわかに社会問題化されたことは御承知のとおりであります。

本市における事案といたしましては、平成16年8月に職員の酒気帯び運転により減給10分の1で4カ月の懲戒処分をいたしたのが最後であります。このようなことから、先月2日に市職員の交通事故等に関する規程を一部改正し、飲酒運転を行った者、飲酒者の車に同乗した者、更には運転することを知りながら、飲酒を幫助した者の処分を原則として免職とすることなど、

処分の内容を強化したところであります。また、いわゆる二日酔いによる酒気帯び運転の未然防止のため、アルコール検知器を公用車を管理する部署に配備する計画といたしているところでもあります。

ただ、お話にありました出勤時における酒気帯び状態への対応や職員に対する指導教育の実施についてでありますけれども、基本的には職員個々の自覚と心構えが重要であり、これまでも節目節目に全職員に対して飲酒運転防止に向けた注意喚起を指導してまいっております。公務員としての立場を十分認識し、市民の信頼を裏切るような行為を厳に慎むとともに、服務規律の遵守の徹底を図るよう、今後とも指導徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から、新市建設計画の実現のための考えと、新年度から22年度までの実施計画についてお答え申し上げます。

まず、合併の協議経過を踏まえ、新市建設計画に掲げた事業を計画どおり実施すべきとのこととであります。合併協議の際に策定した新市建設計画につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第5条に基づく法定計画として策定したもので、合併後の新しいまちづくりを進めていくための基本方針を定め、両市町の持つ地域資源を最大限に活用し、地域の総合的な発展と住民福祉の向上を図るための方策を示したものであります。

新市として、進むべき方向やより具体的な事業内容については、この建設計画を基本に、現在策定作業を進めております新士別市総合計画が引き継ぐものとなります。

そこで、新年度から22年度までの前期計画期間内に計画策定時に掲げた実施予定事業のうち、主に新規のハード事業で申し上げますと、だれもが安心して暮らせるまちづくりでは、桜丘デイサービスセンターの整備、特別養護老人ホーム美土里ハイツの増床、あけぼの保育園等の整備、あけぼの児童館の改築、北星保育園の統合。

次に、北の大地に根ざした活みなぎるまちづくりでは、資源リサイクル畜産環境整備、畜産担い手育成整備、農畜産物加工体験交流工房の整備、日向温泉の改築、めん羊工芸館の整備、朝日地区観光園地環境整備。

次に、いつまでも住み続けられる快適環境へのまちづくりでは、街路事業として開南通り、市道整備事業では東3条通りほか12路線、橋梁整備事業で2橋、公園整備事業で1カ所、公営住宅建てかえ事業では西団地とつくも団地、朝日地区のストック改善事業では一二三団地、特定公共賃貸住宅建設で中央団地、地域交流施設の整備。

次に、風土に調和し、個性と文化をはぐくむまちづくりでは、多寄小学校の改修、中士別小学校屋体の屋根改修、教職員住宅の建設、朝日中学校の改修、山村研修センターの改修、三望台シャンツェの補修、サンライズホールの改修を計画に掲げたところであります。

そこで、これら事業のうち、明年度の予算で実施を予定している事業についてであります。まだ全体予算要求を把握していない状況であります。新規事業としては特養の美土里ハイツ

の増床に伴う実施設計費を予定し、継続事業では2年目を迎える糸魚小学校建設事業、北部団地やもみじ団地整備事業、道路街路事業では東大通りや朝日上土別南1号線など、継続事業が中心になるものと考えております。

これら計画の実行にあつては、国や道との協議による補助金などの財源確保の状況、あるいは地方交付税などの一般財源の確保状況により適宜見直しを図る中で実施していくものと考えておりますが、この実現が住民福祉の向上につながるものと考えておりますので、財政基盤の確立を図り、可能な限り実行いたしてまいりたいと存じます。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 15番 田宮正秋議員。

15番（田宮正秋君）（登壇） 平成18年第4回定例会に当たり、通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、土別市行財政改革推進計画についてお伺いいたします。

国の構造改革による地方財政を取り巻く環境は、依然として厳しく、地方交付税の大幅な減少などにより、歳入規模に見合った財政構造への転換が求められており、こうした背景の中で市民サービスの向上と行財政の効率化、新たな行政需要への対応のため、自治体合併の道を選択したところでありますが、なお厳しい財政状況が続くことから、さらなる改革を推し進める必要があるとして、本年5月に策定した行財政改革大綱に沿って、具体的な改革を推進するための実施計画が策定されました。計画期間は、22年度までの5カ年を前期集中改革期間となっており、数値目標設定項目及び年次別効果の金額では、5年間で19億1,280万円となっております。

そこで何点が簡潔にお伺いいたしますが、長期間据え置かれている公共料金については、18年度中に方向性を検討するとありますが、検討結果をお伺いいたします。

また、職員給与の見直しでは、5カ年で8億2,730万円の効果額となっておりますが、職員の生活設計に影響はないのか、お伺いいたします。

また、各年度の職員計画数では、退職者数のおおむね75%の採用補充だったのが削除されました。そこで伺いますが、夕張市が類似団体の2倍の職員数でありましたが、本市の職員数はどうなのかお伺いいたします。

また、公共事業では指名業者の格付見直しと地域限定型一般競争入札の試行が検討されておりますが、その検討内容についてお伺いいたします。

特に、受益者負担の適正化として、使用料、手数料などの公共料金は、市民負担の公平性の確保と利用者の受益の程度に応じた適正な負担となるように常に見直しを図るとして、20年度には下水道使用料改定、水道使用料改定、また一般家庭ごみの有料化が策定されておりますが、その計画内容をお伺いいたします。

また、各種減免措置については、使用実態の詳細を把握し、見直しを行うと計画されておりますが、17年度所得から65歳以上の老年者控除の所得税50万円、住民税48万円が廃止され、公

的年金などの控除も20万円減額されましたが、これにより上下水道料金の減免制度を利用して  
いた市民への影響はどうか。また、公営住宅については国の激変緩和措置がありますが、  
今後の影響をお伺いいたします。

私は、減免制度を利用できなくなる市民への救済策を考えるべきと思いますが、御所見をお  
伺いいたします。

次に、学田スキー場跡地の整備計画についてお伺いいたします。

日本への外国人旅行者を2010年までに1,000万人にするとして、国土交通省は観光立国の推  
進へ前年度比1.32倍の52億円を来年度概算要求に盛り込みました。具体的には国際文化イベン  
トなどの誘致によるビジネスの需要の拡大や日・中・韓、3国の観光交流、地域における観光  
振興との連携事業を強化し、地域に根づく産業などの観光化を促進し、民間のアイデアや活力  
を基本とした観光サービスの創造など、官民一体となった観光地づくりを重点分野に位置づけ  
ました。更にまちづくり交付金の活用を視野に入れた国際競争力のある観光地づくりを目指す  
とともに、景観法に基づく環境形成総合支援事業も創設され、良好な景観形成による地域振興、  
活性化を進める事業であります。

そこで、お伺いしますが、サフォークランド土別として羊飼いの家への入り口でもある学田  
スキー場跡地の整備計画をお伺いしますが、もとよりむだな公共事業はすべきではありませんし、  
行財政推進計画にも事業の厳選、市債借り入れの抑制などが策定されておりますが、計画的に  
公共事業は実施すべきであり、本市の観光地の入り口である学田スキー場跡地の整備は早期に  
実施すべきであります。御所見をお伺いいたします。

次に、地域要望についてお伺いいたします。

先月11月27日に、南町南進自治会より地域要望書が市に提出されたところであります。初め  
に要望書の質問に入る前に、南町西2区仲通り道路改良に伴う信号機の移設について、私は本  
会議で地域の声を関係機関に強く要請すべきと質問いたしました。市は、道の財政が極めて厳  
しい状況であるが、南町地区は人口急増地域であり、交通量の増加も見込まれることから、交  
通安全施設整備の要望を含め、地域自治会と連携を図りながら進めるとの議会答弁でありまし  
たが、本年道路改良が完了とともに信号機が移設され、地域住民の皆様から喜びの声を聞いて  
おりますので、まず関係者に深く感謝申し上げる次第でございます。

信号機で言えば、現在都市計画街路事業の東大通りと若葉通りの改良が実施されております  
が、2本の街路事業が完了すると、通行車両の流れが大きく変わってきますので、国道40号の  
信号機は当然としても、東1号にも新設すべきであり、関係当局に早期に要請すべきでありま  
すが、御所見をお伺いいたします。

要望書には、近年自治会には大型事業所、大型斎場や店舗の進出が相次いで行われているほ  
か、個人住宅の建設も盛んに進行しており、今後もこの傾向が更に加速するものと思われ、当  
然のことながら自治会内の道路状況も変化し、事業所利用に伴う商用車や顧客車両、また住民  
の個人車両の増加から昨年に比べ明らかに相当の交通量が増加しています。自治会では交通量

の増加に伴う事故の発生を危惧しており、危険箇所の道路環境の改善、特に地域高齢者と子供たちの目線で歩行者保護に力を入れ、地域交通活動を推進していきたいと考えております。つきましては、この問題を解決するために早急の御検討、実施を要望するとの内容であります。

市としては、都市計画街路については整備計画に基づき、生活道路については効果的な整備を図っているのは、私は理解しておりますが、南町地域は急変している地域であります。例えば要望にもある大型斎場の進出による道路は早急に整備すべきであり、住居環境が大きく変わっている地域の環境整備も実施すべきであります。また、都市計画法上における街路に指定されている街路整備も本計画とすべきであります。御所見をお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 田宮議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から行財政改革推進計画に関する答弁を申し上げまして、指名業者の格付と入札、学田スキー場の計画、地域要望につきましてはそれぞれの担当部長から答弁をいたします。

まず使用料、手数料の改定についてであります。本市の現在の財政状況を考慮したとき、明年度以降の予算編成における財源確保が非常に厳しい状況となりますことから、現在取り組んでおります新たな行財政改革実施計画並びに推進計画や財政健全化計画の中で、市民負担の公平性の確保と利用者の受益の程度に応じた適正な使用料、手数料について検討することとしたところであります。特に、水道事業、公共下水道事業につきましては、現在実質的には収支不足の状況にあることや更にごみの処分においても収集処理に多額の費用を要していることから、これら計画において目標年度などを定めて検討をすることとしたところであります。

合併協議の中で、これら使用料、手数料において、土別地区と朝日地区で相違があるものについては調整がなされているところであり、上下水道使用料は平成20年4月から再編の上、統一することとして、ごみ処分手数料につきましても、既に有料化となっている粗大ごみ処分手数料の統一化とともに、一般ごみを有料化する方向で調整されたところであります。

今回の行財政改革推進計画では、この調整方針に基づいて再編時点で検討をいたそうとするものであります。市民負担の増を極力避けるため、まずは水道事業会計、公共下水道事業会計への健全化を図るなど、収支不足の圧縮に努めた上で各審議会等に改定時期などについて御相談を申し上げながら実施をしてみたいと考えております。

また、その他の公共料金につきましては、個々の具体的な検討は今後になりますが、まずはサービスの対価としての適正な料金を把握し、現行料金との乖離の大きな項目について検討をしてみたいと存じます。

ただ、景気回復がおくれている本市の実情、更に定率減税の廃止などに伴う市民負担の増を考慮したとき、急激な公共料金の改定は市民生活を圧迫する一因となるおそれもありますことから、さきの上下水道料金の改定、ごみの有料化なども含めて慎重に対応をしてみたいと存じます。

次に、上下水道料金、公営住宅使用料の減免についてお尋ねがございました。これら使用料の軽減を受けている市民の方への高齢者控除の廃止や法的年金等控除の減額など、税制改正による影響ではありますが、公営住宅使用料の減免につきましては、その世帯の総収入と生活保護基準の比較で判断をいたしていることから、影響がないものであります。

ただ、水道料金並びに下水道料金の減免につきましては、市民税の非課税、あるいは所得割非課税、均等割課税によって軽減の認定を行うことから、この影響を受けるものであります。この課税状況の変更が税制改正によるものか、あるいは所得の増によるものかの所得内容については確認できない現状にあります。

そこで、税制改正の影響の有無は別として、本年の軽減の適否調査結果を申し上げますと、軽減認定が受けられなくなった世帯が低所得者世帯では該当世帯がなかったところではありますが、重度心身障害者世帯5世帯、母子世帯は3世帯、老人世帯が52世帯となったもので、特に老人世帯では税制改正による影響があったものと認識しております。

これらの方々を救済する方策につきましては、上下水道の施策として認定基準を変更するのではなく、福祉施策として全体的な財政状況、更には企業会計及び特別会計への収支の状況、軽減世帯の動向などを考慮する必要があるものと考えておりました。今後の課題として検討してまいりたいと思います。

次に、職員給与の見直しについては、先ほどの菅原議員の御質問にお答えをしたところでありますが、さきに策定をいたしました財政健全化計画における中期財政見通しでは平成22年度までの5カ年間に約23億円の収支不足が見込まれますことから、職員の給与費にありましても一定の見直しに行わなければならない状況にございます。

次に、本市の類似団体に見る職員数のお尋ねであります。人口規模に対する適正な職員数については、それぞれの自治体の行政内容、所有する施設等の管理のあり方によって異なりますが、妥当な職員数について一概に申し上げられないところでもありますが、一つの目安としては各自治体を人口と産業構造によって分類する類似団体から類推すると、本市においては本年4月現在で1割程度、約30人の職員が多いと推計されることとなりますが、本市といたしましては、さきに策定をした職員定員適正化計画に基づいて、現行の事務事業等を抜本的に見直す中で、効率的な事務処理に要する適正な職員数の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から、指名業者格付の見直し及び地域限定型一般競争入札についてお答えいたします。

まず、指名業者格付の見直しについてのお尋ねであります。現在の格付基準は北海道が算定した企業の経営診断の数値に工事施工成績を加え、更にISO取得などの企業努力を加点し、この合計点数をもとに2年ごとに格付をいたしているもので、本年度中に平成19、20年度の新

たな格付をいたす予定であります。これまでの景気低迷、全国的な投資事業の抑制の影響などから、企業の受注工事量の減少が進む中、結果として経営診断の数値に格差が生じている状況にあり、本市の格付においても特に土木工事においては、上位等級と下位等級に分かれており、中間の格付業者の配置が極めて少ない状況となっております。

今後においても、このような状況が続くと考えられることから、明年は基準審査年でありますので、等級区分や付加基準の見直しなどについて検討をすることといたしております。

次に、地域限定型一般競争入札についてのお尋ねであります。

全国的に公共工事をめぐる不祥事が発生している状況から、公共工事の発注に当たっては、国民の信頼の確保のため透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除、更には適正な施工を確保することが強く求められております。このため近年は国や都道府県レベルではさまざまな入札方式が導入、検討されている状況にあり、市町村においても同様の手法の導入が求められているところであります。

こうした背景の中で、現在本市におきましては、指名競争入札及び簡易公募型指名競争入札の方式を実施いたしておりますが、更に透明性、競争性を高めるための手法の一つとして、地域限定型一般競争入札の導入を検討いたしているところであります。

ただ、この入札方式は不良、不適格業者の参入も指摘されていることや公共工事における地元経済への影響など、多くの課題も考慮されますので、限定する地域や対象とする工事など、どのような手法が望ましいのか、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、申し上げて答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、学田スキー場跡地の計画についてお答えいたします。

国におきましては、都市や農村などの良好な景観形成は、美しく風格のある国土づくりと潤いのある豊かな生活環境の創造、更には観光振興による地域の活性化に結びつく効果が高いことから、お話のように景観形成総合支援事業が創設され、平成19年度からの実施の運びとなっており、全国各地の景観づくりについて、今後この取り組みが進められていくところとなっております。

そこで、こうした地域におけます景観形成を踏まえての学田スキー場跡地利用の計画についてであります。学田スキー場は昭和35年に開設以来、市街地に近いということもありまして、多くの市民に利用されてまいりましたが、今日の少子化やスキー人口の減少などによりまして、平成15年度に廃止し、現在はこの一部を世界のめん羊館で飼育する羊の採草地として利用している状況となっております。

議員お話の旧スキー場の景観形成など、観光振興の視点での有効活用につきましては、これまでも観光協会、サフォーク研究会、観光ボランティアガイドなどとのふれあいトークなどの中で、どのような活用が図れるものか協議はなされた経緯がございます。その内容といたし

ましては、学田ヒュッテの体験工房としての活用でありますとか、自然散策道路の整備、更には斜面を活用しての花の植栽、その他花時計の整備などといった意見が出されたところでありますが、これらの具現化に当たってはただいま申し上げましたように、旧スキー場は牧草を採取しておりますし、また自然散策道路などの整備につきましては、大規模事業となりますことから、その費用も多額となり、更に整備後の維持管理など課題も多くありましたことから、具体的な活用には至っていないところであります。

しかしながら、羊と雲と丘の玄関とも言うべき旧スキー場の活用につきましては、羊と雲の丘のより一層の魅力強化と、そのことによる観光客など来訪者の拡大のためにも一体的に整備を進めていくことが重要であると考えております。したがって、例えば旧スキー場の頂上付近までにはレストラン側から遊歩道が整備されておりますので、羊と雲の丘グリーンスポーツ、博物館などを結んだフットパスや歩くスキーコースとしての活用、更には前段申し上げました花の植栽なども考えられますので、今後計画的なスキー場跡地の有効活用について、観光協会等の関係団体と十分協議をいたしてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君）（登壇） 私から地域要望についての御質問にお答えをいたします。

最初に、信号機新設についてのお尋ねであります。まず国道40号線と若葉通りの交差点の信号機につきましては、以前より地元自治会から御要望のあった箇所でありまして、若葉通り改良工事完成後の設置に向けて関係機関に要請をいたしているところでありますので、今後とも引き続き要請活動を続けてまいりたいと考えております。

また、東1号線の信号機につきましては、新たな課題でありますことから、まずは地元自治会との連携を図りながら、交通安全施設調整会議において要望の協議、調整を行う中で、今後の要請活動について検討してまいりたいと考えております。

次に、市道整備にかかわる地域要望についてであります。現在市で管理しております市道は、719路線で延長が約857キロメートルありますが、このうち改良済み延長が約481キロメートルで改良率にしますと57.3%、舗装済み延長が350キロメートルで、舗装率にしますと41.7%となっており、まだまだ未改良、未舗装の路線が数多く残っている状況でございます。

このため毎年市道整備にかかわる要望が上土別、名寄、温根別の各自治連を初めとして、多くの自治会から数多い案件が寄せられており、平成18年度について申し上げますと、今日までに78件の要望があったところございまして、今後の計画的な整備が望まれているところであります。

そこで、南町南進自治会からの地域要望についてであります。南町地域におきましては、近年の各種大型商業施設や遊技場の進出、更に多くの個人住宅の建設などが盛んに行われている現状でありますことから、現在まで市単独事業として、南町商工団地内の市道8路線について、平成15年度から計画的な整備を進め、今年度までに6路線の改良舗装が完成され、残り2

路線につきましても、今後継続的に整備を行うこととなっております。

また、この団地につながる南町西2区仲通りの延長590メートルを車道と片歩道の構造で、平成16年度から3カ年で整備を進め、本年完成を見たところであります。更に幹線道路であります都市計画道路につきましても、東大通りと若葉通りの延長1,390メートルを車道幅員9メートル、両歩道幅員4.5メートルの構造で、平成15年度から22年度を完成予定で、現在整備中でありまして、外環状線としての機能を有する道路として、早期完成に向けて整備推進に努めているところであります。

このような中で、今回御要望のありましたのは、生活道路2路線と都市計画道路の開南通りの整備であります。生活道路の改良舗装整備は市内全域の整備状況と地域要望を考慮し、継続路線を中心に年次計画で対応しておりますので、まずは現在計画的に進めております南町商工団地内生活道路の残された路線の完成に向け、意を配してまいりたいと考えております。

また、国道西側で南町商工団地から整備中の若葉通りへと南北に結ぶ開南通りにつきましても、現在進めている東大通り、若葉通りのほか、以前から要望のあります西広通りの懸案事項もあり、まずはこれらの路線の解決が先でありますし、今日の財政状況を勘案いたしますと、要望路線の早急な対応は大変難しいものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時58分休憩）

（午後1時30分再開）

副議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番 小池浩美議員。

7番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

初めに、税制改正による市民負担の増加について、何点かお聞きいたします。

4年9カ月、小泉内閣が進めてきた構造改革路線は、暮らしや営業、雇用を破壊し、貧困や社会的格差を大きく広げました。また、構造改革路線は、政府と財界が一体となって地方政治を攻撃し、住民の福祉を守るべき自治体の本質を大きく歪め、地方自治体の存在意義そのものを否定しようとしています。例えば三位一体改革は、地方へ税源を移譲することと引きかえに、国庫負担金を廃止、あるいは縮減をし、地方交付税を削減してきています。

政府のこのようなやり方について、私は以前田莉子市長に見解をお聞きしましたが、市長は地方財政は満身創痍であり、住民もまた苦しんでいる。医療と社会保障などを取り巻く環境の変化は国民に痛みを及ぼし、大変遺憾だと慨嘆されました。国の財政危機を理由に、住民サー

ビスや住民福祉に責任を持つ地方自治体を切り捨てるやり方は絶対に許されません。今、全国的には生活保護や就学援助等の支給を抑制し、国民健康保険税滞納者への短期・長期資格証の発行で、医療費を抑制し、自治体独自の福祉施策の切り捨てや後退など、自治体自身が貧困と社会的格差拡大に拍車をかけるような事態が進んでいます。私は、国の攻撃にひるまず立ち向かい、住民とともに力を合わせ、住民の利益を守るために奮闘する姿勢を強く求めるものです。

さて、貧困と社会的格差を一層広げ、住民負担をますます大きくする税制改正が実施されております。定率減税の半減、及び廃止を初め、65歳以上の公的年金等控除の縮小、65歳以上の高齢者控除の廃止、65歳以上の住民税の非課税措置の廃止など、特に高齢者の家計を直撃しています。本市の場合、税制改正で影響を受けた人は今年だけで1万977人であり、そのうち65歳以上の高齢者は1,177人で、およそ1割になります。また金額にして、市民全体の負担額は7,553万円であり、そのうち65歳以上の高齢者負担は3,195万円と42%を占めます。市内納税者すべてが負担増となり、特に高齢者には深刻な影響を与えております。

また、昨年と収入が変わらないのに住民税や国保税、あるいは介護保険料の算定基礎となる課税標準額が増加するために、住民税や国保税がはね上がり、介護保険料の段階も上がる事態が起きています。税制改正の影響は今年度に集中し、税の納付通知が届く6月には市町村の納税窓口にはたくさんの住民が殺到したと報道されました。

本市の状況については、さきの決算委員会で市民からの苦情や問い合わせはどれほどあったのかとお聞きしましたが、全体で33件ほどであり、これは例年と大差ないとのことでした。そこでお聞きしますが、この税制改正は高齢者には耐えがたい痛みを与えるものだと考えますが、本市の高齢者の生活の実態や経済状況をどのように把握されているのかお聞かせください。

また、高齢者の実態に即して税制改正により生活に深刻な影響を受ける世帯には、国保税の減免措置をとるなど、何らかの対応策をとるべきではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。また、65歳以上で住民税非課税から課税となる人は662人いますが、課税標準額の増額で、さまざまな市民サービスや生活支援策が受けられなくなったり、あるいは自己負担が重くなるなどの影響を受ける人が出ると考えられます。上下水道料金への影響については、先ほど田宮議員への御答弁で、福祉施策の課題として検討するとありましたが、介護保険制度におけるさまざまな介護サービス利用などの軽減策、低所得者にはなくてはならない福祉施策であります。税制改正の影響を受ける人たちには、こういった福祉施策を今までどおりに受けられるような対策をとるべきと考えますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

所得税、住民税の定率減税は、来年度で完全に廃止されます。すべての納税世帯が負担増となりますが、特に子育て世帯では保育料の実質値上げにつながります。若い子育て世代は収入が少なく、特にひとり親家庭は一層生活が困難です。公立の保育園に預けたくても保育料が高くて預けられないのが実態ではないでしょうか。

子育て世代やひとり親家庭の現実をどのように把握されているのでしょうか、お聞かせください。そして、保育料について、今回の税制改正の影響で階層移動をし、保育料が上げられた

世帯に対し、独自の減免策をつくるなど、保育料引き下げの対応をとるべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

今、本市が行っているさまざまな分野での市民支援策、例えば市民税、国保税、介護保険料などの軽減、あるいは減免制度とか介護サービス事業にかかわる減免制度、あるいは上下水道料金の軽減策や就学援助制度、あるいは障害者控除、寡婦控除、医療費控除とか、あるいは予防接種、各種健康診断などでの軽減策等々、こういった施策を徹底的に市民に知らせていくべきです。所得が低くて、生活が苦しい人、障害があるため生活が困難な人、突然の災害で生活が苦しくなった人などに対する救済策や支援策がありますが、これらはすべて市民から申請しなければ、ないに等しいものです。申請するためには知らなければなりません。知らされなければ、申請することができません。国が定めているものから、本市独自の施策まで、すべての施策を網羅して、市民にわかりやすく周知徹底するべきです。どんなにすばらしい施策でも知らされなければ利用できません。制度を知ってもらい、積極的に利用してもらうため、例えば広報しべつの別冊をつくって、保存版として毎年更新したものを配布するなど、工夫を凝らして周知徹底を図るべきと考えます。だんだん高齢者人口が多くなっていく本市ですから、制度をわかりやすく、申請しやすく周知の方法を工夫してほしいものですが、お考えをお聞かせください。

次に、後期高齢者医療制度についてお聞きいたします。

6月14日、国会において医療制度改革法が可決成立しました。政府と財界が一緒になって進める医療費削減路線であり、構造改革の医療版と言えるものです。現役並み所得の70歳以上の高齢者は窓口負担が3割に上がりました。入院や手術などで医療費が高額になったときの高額療養制度は改悪されて、自己負担限度額が大きく引き上げられました。人工透析の月額負担額も一定所得以上の人は自己負担が2倍となります。更に38万床の療養病床、これらの削減や廃止、また療養病床入院患者の症状によって診療報酬を区分し、軽度の人々の診療報酬を引き下げる改悪を進めています。軽度の患者を抱えていては収入が上がらないので、病院は患者追い出しの先兵とならざるを得ません。

また、入院患者でも軽度の人々の食費や居住費は値上げされ、払えなければ退院を迫られます。既に全国では病院を出された介護難民、療養難民が出ています。更に国民の怒りを買っているのは、リハビリを受けることのできる期間に上限を設け、それ以上は保険での医療が受けられないという改悪です。心臓疾患の場合は150日、脳血管疾患は180日で打ち切りです。期限後もリハビリが必要ならば、すべて自費で賄わなければなりません。

このような患者負担の増大で受診を抑制させ、患者を病院から追い出し、国民の命と健康を切り捨てる医療制度改革に国民の不満と怒りが広がっています。日本医師会は小泉政権下の医療政策は一言で言えば財界主導の医療政策であった。国庫からの支出を削減するため、ただただ給付の切り下げに終始し、それは家計負担の大幅増という形で国民にはね返ってきたと発言しています。

さて、このような医療制度改革法ですが、この中に75歳以上を後期高齢者として、国民健康保険や組合健保から切り離し、後期高齢者だけを対象とする医療保険制度、後期高齢者医療制度が盛り込まれています。2008年4月には実施されることになっていますが、その内容は不透明なことが多く、またまた高齢者を差別するような医療が行われるのではないかと危惧するものです。

現在、家族に扶養されている人も含めて、すべての75歳以上の高齢者は全員加入することになります。厚生労働省の推計によりますと、これが実施される2008年度では加入者のうち、200万人がサラリーマンの扶養家族になっており、保険料を負担していない低所得の高齢者です。このような高齢者からも保険料を徴収し、しかも確実に年金から天引きするのです。保険料の決定を初め、この制度運営は都道府県単位で新たにつくられる広域連合が行います。したがって、保険料は都道府県ごとで異なり、今のところ全国平均では月額6,200円、北海道では標準世帯で月額7,100円程度と推計されていますが、介護保険料と医療保険料合わせての天引きは、高齢者の暮らしを一層困難にするものではないでしょうか。また、滞納者へのペナルティーも用意されていると聞いています。滞納者へは国保と同じく短期証や資格証明書を発行するというものです。

そこで、お聞きしますが、本市では後期高齢者医療制度での75歳以上の方、いわゆる被保険者数は何人でしょうか。そのうち保険料を年金から引き落とされる特別徴収対象者は何人でしょうか。また天引きされない残りの方々の徴収方法もお聞かせください。

また、滞納者へのペナルティーである資格証明書や短期証の発行は、地方自治体の裁量に任されていると思いますので、これを発行しないことを求めますが、お考えをお聞かせください。

この制度の財政措置及び保険料算定の仕組みは、ほぼ国民健康保険制度にならっていますが、財政面での大きな心配は後期高齢者の医療給付が増えていけば、それは保険料の値上げにつながる仕組みになっていることです。そのことが受診抑制につながり、高齢者の命と健康に危険をもたらすことになると思いますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

また、保険料の算定は応益割と応能割とで設定し、低所得者への軽減措置は世帯の所得水準に応じて7割、5割、2割の軽減となっていますが、この軽減分は市町村と道とが負担することになっています。市町村が4分の1、道が4分の3を持つものですが、軽減措置対象者が増え、金額が大きくなってくると、市の一般財源の持ち出しが増えてきて、軽減措置を支え切れなくなるのではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。

この制度の運営主体は、全道の市町村長会や市町村議長会などから選ばれた32人と、事務局などでつくられる広域連合ですが、果たして市町村、住民の要求や願いが届くものが疑問です。住民、特に被保険者の声、あるいは地方議会の声はどのように取り上げられ、運営に反映されるのでしょうか。きちんと反映されるような仕組みになっているのかどうか。なっていないのなら、例えば市町村における国保の審議会のようなものや、あるいは議会での審議会を設置して、市町村住民と地方議会の声が確実に届くようにするべきだと考えますが、お考えをお聞か

してください。

この制度では、現役世代と後期高齢者の医療制度を完全に切り離しているため、診療報酬も独自に設定することができます。75歳以上の診療報酬を定額制にして、後期高齢者が受けられる医療を制限しようということも政府は検討しているということです。後期高齢者の治療や入院の診療報酬を引き下げたり、定額制にして医療の内容を縮小、低下させるようなことが行われかねません。保険料は年金天引きでいや応なく徴収され、医療給付は切り捨てられる。そして2年ごとの見直しで保険料は上がっていき、高齢者は病気になっても病院に行けない、病院に行っても手厚い治療をしてもらえない。こんなことになりかねない高齢者医療制度ではないかと危惧するものですが、いかがお考えでしょうか。

最後に、市立病院のこれからの経営計画についてお聞きいたします。

今日、全国の地方病院の多くが医師不足で立ち行かなくなり、病棟閉鎖や診療中止に追い込まれるなど、深刻な社会問題になっております。特に産科、小児科の医師不足は危機的状態とされています。政府は、医師は基本的に充足している、地域や診療科による偏在が原因だとし、構造改革路線に沿って引き続き医学部定員を削減していくとしています。しかしながら、現在日本の医師の数はフランスやドイツの6割であり、OECD（経済開発協力機構）の基準に比べ、12万人も不足しています。また、自民、公明政権によるすさまじい診療報酬削減政策が地方病院、特に自治体病院や診療報酬の低い産科や小児科を抱える病院に大きな打撃を与えてきています。

更に行政改革のもと、不採算医療を担う国公立病院にも採算を求め、効率的経営、職員数や給与の見直し、病床の合理化などを強要してきました。その結果、地域住民のために保険医療を守り、不採算部門を守ろうとする病院ほど赤字になり、労働環境が悪化し、医師や看護師不足に陥る事態になっています。今日の医師不足、地域医療崩壊の根源は、政府財界が進める医療費削減路線によって引き起こされたことであり、病院、病床、医師の削減による医療費抑制にあることは明らかです。

12月までには今後の市立病院の経営について、将来計画を取りまとめるとのことでしたが、それに当たって、まずは市民の切実な声に耳を傾けられたのでしょうか。市民の不安は特に乳幼児、子供を抱える世代と高齢者の心配や不安は大きいものがあります。ぜんそくの持病を持つ子供の母親は、夜中に発作が起きたらどうしようと不安を訴えています。

広報しべつの12月号では、名寄市立総合病院を中心としたサテライト医療方式を取り入れていく方向をアピールしていますが、中心となる名寄市立病院もサテライトとなる土別市立病院にも課題は少なくありません。実際、名寄市立病院では精神科縮小などの問題が現実起こっていますし、医師確保にも万全とは言えない状態です。また、土別から名寄へ診察に行っても一日仕事になるとか、夜間や休日の救急搬送体制など、具体的に解決しなければならない問題が山積しています。サテライト医療方式は一つの選択肢ではありますが、ここにも政府の医療費削減、医師数の抑制という方針があることを見逃してはならないと考えます。十分な公

費支援や医師増員がないまま、そして住民の合意も納得もない中での病院の集約化、拠点化は土別市立病院の規模を縮小し、経営困難と医師の過重労働を増やし、医師や職員の働く意欲や働く場を奪うだけになるのではないかと危惧するものです。

効率や採算性といった病院経営の視点からだけではなくて、地域医療をしっかりと守る立場で、市内個人病院の医師も交えて、土別市の医療全体の将来的あり方について話し合ったのでしょうか。土別市全体の医療体制、将来にわたって市民の命と健康を守っていく体制づくり、市民が安心して暮らせるまちづくりの視点で、市立病院の経営計画づくりに取り組んでいただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

以上で、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 小池議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から2007年度の予算編成に関する質問のうち、税制改正による影響と減免策等について御答弁を申し上げまして、高齢者医療制度、子育て世代やひとり親家庭、あるいは市立病院と地域医療につきましては、それぞれ担当部長の方から御答弁を申し上げます。

小池議員のお話にもありましたように、小泉内閣による構造改革は地域間の格差の拡大、あるいは住民負担の増加など、多くの分野にわたる国民生活に少なからずの影響を与えてきたところでもあります。特に景気の回復がおくれている本市におきましては、公共事業の縮小、減少や個人消費の低迷によって商工業に明るさは見えず、一方、勤労者におきましても課税所得200万円以下の世帯が納税者全体の73%を占め、高齢者においても150万円以下の年金受給者が80%を超えるなど、低所得者世帯が多く、税制改正による負担増や燃料を初めとする物価の諸高騰などで生活実態や経済は今大変厳しい状況にあると認識をしております。

そこで、税制改正に伴って、生活に深刻な影響を受ける高齢者世帯に対して減免措置など、何らかの対応をとるべきではないかとのお話であります。税制改正による本市国保税への影響につきましては、本市の場合、札幌市などとは違って、旧ただし書き方式という方式をとっておりますことから、その影響は65歳以上の公的年金等控除額が140万円から120万円に変更されたことによる所得の増加のみであります。したがって、年金額で330万円未満の方は20万円の所得増となるわけでありましたが、2年間の経過措置が講じられましたことから、18年度につきましては、所得額で7万円の増加となり、国保税の所得割が10%でありますことから、単純計算からしますと、1年間で7,000円の国保税が増加をするということになるわけでございます。

ただ、本市の国民健康保険に加入する高齢者の年金収入は、8割程度が150万円以下と税制改正の影響を受けない所得層でもありますことや、本年度の国保税率の改定によって、医療分の税額を旧土別市と比較をして、均等割、平等割をそれぞれ4,000円引き下げましたことなどから、本年度に関しましては税制改正による大きな影響はなかったものと考えます。

こうしたことから大都市圏などでは高齢者の苦情が殺到したというようなことも聞いている

わけでありますが、本市におきましては、納税通知書の発付時の電話相談なども従来より少なく、また税制改正による負担増に関する相談も少なかった状況であります。

次に、課税標準額の増額に伴う軽減策についてであります。市民生活を守っていくことは、これはもう大変重要なことと私どもも認識はいたしております。低所得者等に対する施策につきましては、例えば介護サービス利用料や水道料金、あるいは公営住宅使用料など各種事業におきましては、軽減措置を講じており、一定の水準を維持しているところであります。市におきましては、できる限りの施策を維持してまいりたいと考えておりますが、今日の財政運営は非常に厳しい状況下にあり、自主財源の確保も多くは望めず、どうしても依存財源に頼らざるを得ない状況にありますことから、これら低所得者等に対する福祉施策につきましては、今日まで可能な限りの対応に努めてまいったと考えておりますが、今後におきましては、今日的な厳しい財政状況のこともありますので、慎重に対応してまいらなければならないと考えております。この点を御理解賜りたいと思います。

次に、保育料の軽減策についてお尋ねがございました。

保育料の決定に当たり、国は保育所運営費徴収基準を定めており、前年度分の所得税額、あるいは前年度分の市町村民税額により、7階層の区分となっておりますが、本市においては10階層の区分としております。その中で市町村民税額の課税世帯につきましては、国の一階層区分を均等割と所得割の課税状況による2階層区分としており、また所得税額の課税世帯につきましても税額区分の幅をきめ細かくして、国の4階層区分を6から7階層区分とすることで結果としては、本市の保育料は国の基準に比べますと、下回っている階層であり、中間所得層保護者の高負担の解消に努めているところから、今回の定率減税の縮減、廃止に伴っての保育料の軽減策についても決算委員会で申し上げたとおり、財政状況等のこともあり、実施することは難しいと判断せざるを得ないことを御理解を賜りたいと存じます。

次に、市が行っている各種税等に関する軽減策や減免制度、その他の施策について、例えば広報しべつの別冊をつくって、保存版として毎年更新したものを市民に配布し、周知徹底を図ってはとのことであります。市が実施する事業のうち、直接市民にかかわるものにつきましては、市の広報紙、あるいはホームページによって市民に周知をしているところでありますが、事業内容によっては個別にパンフレットを作成し、配布しているものもあります。例えば平成16年に発生をしました台風18号によって被害を受けられた方に対する各種税の減免を初め、被災ごみの搬入や中小企業者に対する災害貸し付け制度などにつきましては、土別市からのお知らせとしてパンフレットを個別に作成をして、市民に周知をいたしたところでもございます。

また、保健にかかわる各種予防接種やがん検診等につきましては、毎月15日付で発行されております広報しべつお知らせ版にて、市民に周知をしているところでもあります。このほか個別に周知した方がよいものにつきましては、郵送などによって個別に通知をしておりまして、市民の方が不利益をこうむらないように対応しているところでもあります。小池議員のお話もありました保存版の作成につきましては、制度が目まぐるしく変わることもありますし、ある

いは全戸配布ということになりますと、多額の経費もかかりますことから、市の広報紙を活用する中で周知をすることとし、現時点では保存版の発行については今のところ差し控えたい、このように思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君）（登壇） 後期高齢者医療制度につきましては、私から答弁をさせていただきます。

まず、この制度の対象となります被保険者数につきましては、11月末現在で、土別市で約3,800名程度と推計しておりますが、新たな制度が実施されます20年度時点での対象者数につきましては、若干増減があるものと考えております。また、年金からの特別徴収であります。年間の支給額が18万円以下の方や天引きをすることで、年金額が半以下となる方につきましては特別徴収をしないこととなっております。このためおおむね9割、3,400名程度が年金からの特別徴収の対象者と想定しております。更に特別徴収を行わない方につきましては、市から納付書を送付し、口座振込や銀行の窓口などで納めていただくこととなります。

次に、保険料の滞納に伴います資格証明書や短期証の発行についてお話がございました。現行の老人保健の対象者につきましては、資格証などの発行の対象外となっておりますが、今回の制度新設に当たりまして、高齢者であっても滞納となった場合の措置として、資格証などの発行を行うことが義務化され、その決定は広域連合が行うことと規定されておりますので、市町村の裁量で発行を差しとめることは難しいものと考えております。

新たな制度では、9割程度が特別徴収されることや年齢層としては、納税意識が高いことから滞納は少ないものと考えておりますが、なおかつ滞納となる方々につきましては、生活実態としては大変厳しい状況も想定されますので、こうした措置が及ぼす生活への影響につきまして、十分に実態を把握する中で、慎重な対応を図ってまいらなければならないものと考えております。

また、この制度が医療機関への受診抑制につながり、高齢者の命と健康に危険をもたらすものにならないかとお話がございます。確かに高齢者の医療費がこのまま増加の一途をたどるとすれば、被保険者はもとより、自治体の負担も増加することになりますし、現役世代も制度を支えることが困難となります。したがって、高齢者医療制度の設立のいかんにかかわらず、医療費の総額を抑えることは大きな課題となっているわけでありまして、地域医療体制や予防医療の確立をする中で、同じ病気で、複数の医療機関を同時に受診する重複受診をなくすなど、高齢者の理解も得ながら効率的な医療制度を構築し、医療費が適正かつ効率的に使われるように対策を講じなければならないわけでありまして、しかし、それは高齢者の適正な治療機会を奪うことになってはならないわけでありまして、制度の実施に当たりましては、十分な配慮が必要であると考えております。

また、収入の少ない被保険者を対象とする軽減措置に関しましてお尋ねがございました。こ

の軽減相当分につきましては、4分の1を市町村が負担することとなっており、市の新たな負担となりますが、国民健康保険と同様に国の財政措置があるとのことでございますので、実質的には大きな負担増にはならないのではないかと考えております。

更に広域連合が全道にわたる大きな組織であることから、被保険者である高齢者の声や議会の意見がどのように反映されるのかのお話でございます。基本的には32名の議員を通じて意見反映をすることとなりますが、そのほかには運営協議会の設置や地域ブロック別の意見交換会の開催など、広域連合準備会でも鋭意検討を進めており、広範な意見を反映できる運営を目指していると聞いております。

また、本市に高齢者医療制度に係る審議会などを設置してはどうかとの御意見でございますが、申し上げましたとおり、広域連合として意見反映の方法について検討の過程にありますので、今後の状況を見てまいりたいと存じております。この制度の市民対応窓口は、あくまでも市町村が行うこととなっておりますので、市としても被保険者の要望を反映できる運営に努力してまいらなければならないものと考えております。

更に高齢者医療にかかわって診療報酬の定額制などについてもお話がございましたが、現在までのところ、その検討がなされているということ以外に情報がないという状況でありまして、国保連合会などからの情報収集によって内容の把握に努めてまいりたいと考えております。全体としてとらえた場合、高齢者医療制度の創設は増加の一途をたどる高齢者医療費を別建てとすることで、その総額を明らかにすることに一つの意味がありますし、そのことによって高齢者の医療費が抑制されることを期待していることは否めない事実と考えております。しかし、現状では高齢者のほとんどを国民健康保険が抱え、失業者などの低所得者層の流入もあって、国民健康保険は危機的な状況にありまして、自治体財政が厳しさを増す中では一般会計の補てんも困難になり、国民皆保険そのものが崩壊しかねない状況にもあります。

こうしたことから、新たな制度のいかににかかわらず、適正かつ効率的な医療を確立し、医療費総額の抑制を図り、健全で安心できる保険制度の確立が求められているわけでありまして。新たな制度は、設立の経緯からいたしましても必ずしも最善のものとは考えていないわけではあります。1つには広域化によって保険財政の安定化が見込めること、2つ目として都道府県単位での広域化が実現したことで、将来的な健康保険一元化の基礎となることが期待できること、3つ目として高齢者医療費を国保会計から分離し、総額を明示することで、国全体としてどう対応すべきかという議論が可能な素地ができたことなど、国民が真に安心できる医療制度の確立への可能性も開かれたわけでありまして、またそうなるように努力してまいらなければならないものと考えております。

ただ、この制度は高齢者医療に特化した健康保険であるがゆえに、高齢者医療費が今後も増加傾向を続けるとすれば、高齢者や自治体の負担増加など、その財政運営への危惧があることも事実でありまして、議員御指摘のような医療サービスの低下につながることをないように、身近な地域で日常的な医療が受けられ、健康についての相談もできるような地域の医療を守る

施策の確立が求められているところでありまして、今後もその推移を見ながら、従来にも増して、国の責任ある対応を求めてまいらなければならないものと考えております。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私から、子育て世代やひとり親家庭の現実をどのように把握しているかとお尋ねにお答えをいたします。

本市では、平成17年3月の士別市次世代育成支援行動計画の策定に当たり、市内の小学生以下のお子さんを持つ保護者、いわゆる子育て中の方々を抽出して、アンケート調査を実施した経緯があります。その結果として、「子育てで何が大変だと思いますか」との問いでは、「教育にお金がかかる」「子供の進学やしつけなど気苦労が多い」「子供の面倒を見るのには心身ともに疲れる」の答えが上位を占め、「子供を持つこのよさを何だと思いますか」との問いでは、「子供がいると家庭が明るくなる」「子供を育てることは楽しい」の答えが圧倒的でありました。

また、「子育てしやすいまちづくりのために、今後どのようなことが最も重要だと思いますか」との問いでは、子育ての経済的支援の充実が一番多く、次に小児医療の充実、乳幼児の遊び場の整備、子育てしながら働きやすい職場環境の整備と続いております。そして、「士別市は子育てをしやすいまちだと思いますか」との問いに対して、「そう思う」と答えた方が11.7%、「どちらかというと思う」の答えを合わせますと、全体の半数、49.5%という結果となっております。

一方、ひとり親家庭の世帯数については、平成16年度の約260世帯をピークにして、現在はほぼ横ばい状態に推移しておりますが、その中で母子家庭にあっては半数以上の方の雇用形態が臨時職かパート職といった厳しい立場にあり、生活面においても苦しい状況に置かれております。これらのことから、子育て世帯やひとり親家庭が抱えている問題点として、子育てに対する経済的な負担と育児への精神的な疲労感などが考えられますが、その反面、子供を持つことのよさとして、家庭の明るさや子育ての楽しさがあり、更には士別市は子育てしやすいまちと評価している保護者のことを思いますと、子供たちが健やかに育つよい環境づくりを今後も進めてまいらなければならないものと考えています。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 藤森市立病院事務局長。

市立士別総合病院事務局長（藤森和明君）（登壇） 私から、市立病院の経営や士別市全体の医療体制に関する質問にお答えをいたします。

最初に、市立病院における今後の経営健全化に向けた取り組みについてであります。

最近、医療、特に医師の地域偏在による医師不足の問題は、地域医療を確立する上で大きな課題でありますことから、その内容につきましては、今月号の広報士別において詳しく周知をいたしましたところであります。特に平成16年度から始まった臨床研修制度につきましては、医

師を派遣している大学病院が医師不足となる状況となっており、そのため市立病院におきましても平成16年度から医師不足の状況が始まり、病院の経営にも大きな影響を与えているところであります。

この間、病院会計におきましては、収入の確保と費用の削減のために経営改善の努力を行ってきたところでありますが、産婦人科の分娩停止や固定医師の減少があったことなどにより、平成16年度に5,800万円、平成17年度には2億7,000万円の不良債務が出る結果となり、今年度においても約3億円程度の不良債務の発生を予想しており、年度末には6億円を超える見込みとなっております。

このようことから市立病院では現在の経営状況を改善していくために、収入の確保と経費の削減を柱とした長期経営計画の作成を進めておりますが、その概要につきましては収入の面においては小児科を除き、現在の診療体制を前提として計画を立てたほか、費用の面においては3階病床の一時閉鎖に伴う人員の適正配置や退職者の一部不補充、また土別市行財政改革推進計画、土別市集中改革プランに基づく人件費などの見直しにより、効率的な病院経営を目指すこととしており、更には自立性を拡大するための方策として、地方公営企業法の全部適用の検討を行っていくこととしております。

また、計画の策定に当たりましては、これまで一般市民や通院、入院患者、病院職員を対象として行ってきた患者満足度調査の結果を参考としたほか、院内全職員を対象とした業務見直しアンケートを実施し、各部署からの提言について計画に取り組んだところであります。

また、新土別市総合計画の策定にかかわっても、大きな市民から病院に関連した意見が110通余り寄せられたところであります。これらの意見の多くは医療体制、特に小児科、産婦人科に関するものでありまして、これらの意見にこたえるためには医師の確保が絶対条件であり、現状におきましては、病院単独で小児科医師、産婦人科医師を確保することは困難であることから、さきにお話ししたとおり、現状の医療体制を維持することでの計画となっているところであります。

次に、土別市の今後の医療体制についてのお尋ねがございました。地域医療体制の確立は地域住民の皆さんが健康で安心して暮らしていくためにも重要な課題であります。これまで市立病院は地域の基幹病院として、住民の皆様に急性期から慢性期までの一貫した医療を提供し、地域に根差した病院として第1次から第2次までの医療に幅広く対応してきました。しかしながら、医療費抑制の動きとともに、地域医療を担う固定医師確保の問題は重要な課題ではありますが、市立病院においては一部の診療科において常勤医師が不在となるなど、その医療環境は経営状況ともあわせて極めて厳しい状況下にあります。このため土別地方の医師や薬剤師で構成する三師会では年6回土別市臨床研修会を開催し、地域医療のあり方や各種症例検討を行うとともに、医療機器の共同利用や患者の紹介、更には今年4月には午前診療となった市立病院の内科診療の混雑解消のために、開業医の皆さんの協力をお願いするなど、日ごろから協力体制を構築しているところであります。

これまで士別地方におきましては、市立病院と開業医の先生方の協力によって、地域医療や保健医療を守ってきたところでありますが、最近一部の開業医の先生が高齢により医院を閉じられる状況となるなど、第1次医療を取り巻く環境も極めて厳しい状況となっておりますので、今後も継続的に地域医療のあり方につきましては、地元三師会と協議を重ねるなど、病診連携による協力体制を確立してまいりたいと存じます。

このように市内における医療体制については、課題も多いわけではありますが、市立病院に常勤医がいない診療科につきましては、出張医体制により診療を行っておりますし、産科や小児科の救急体制や土日や祭日の診療体制につきましては、センター病院でもある名寄市立総合病院との連携を図る中で万全を期してまいりたいと存じます。

また、内科、外科、整形外科などにおきましては、市立病院において従来どおりの診療を行うこととしておりますので、今後も特色ある診療と積極的な広報活動に努めながら、安心できる地域医療に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 16番 斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君）（登壇） 2006年第4回定例会に当たり、一般質問をいたしたいと思いません。

さきの議員によって、来年度予算編成についてさまざまな角度から論議がされ、そしてそれに対する答弁も詳しく丁寧にされたところでもございます。そこで、質問通告を出しておりますけれども、それらについては重複を避けて端的にお伺いをいたしていききたいと思います。

1つはソフト事業について、1点だけお尋ねをしたいと思えます。それは養護老人ホーム桜丘荘についてであります。桜丘荘の入所者で介護が必要になった人に対し、外部から介護サービスを受けることができる新たな制度、この新たな制度への移行を検討されていると思えます。以前、決算委員会の中でも、私は桜丘荘のデイサービス、このデイサービスが独立採算の理念に基づいて介護保険法に基づいてやらなければならないけれども、大きな赤字を出している。なるべく独立採算で賄えるような工夫もデイサービスの中では行うべきではないか、そういう工夫や検討もするべきだと申し上げてまいりました。

法の改正によって、この養護老人ホーム桜丘荘でも介護サービスを受けられるという事態になってまいりました。そこで、この特定施設についての詳しい中身と取り組み状況、介護サービスで行う財政的な試算や実施時期はいつからかなどについての説明を求めたいと思えます。

次に、市立病院の経営状況についてであります。

市立病院のあり方や果たしている役割、そして今後の方向などについては、小池議員の質問、そしてそれに対する事務局長の答弁が今あったところでございます。そこで私は何点かについて、具体的な問題で質問したいと思うのでございます。

1つは、療養病床についてであります。今年度は診療報酬の改定が行われ、療養病床に入院

する人の医療の必要度、これを3段階に区分して、区分が低い患者の診療報酬を区分が高い患者の約半分に切り下げる、こういう改悪が強行されたのであります。

そこで、こういう改悪によって、市立病院の療養病床はどうなったのか、これまでの病床利用率、医療事業の収支についてお示しいただくと、今年度行われた診療報酬の改定の影響はどうであったのか。更に利用率が減ってきておりますけれども、この病床利用率を引き上げていく対策等について、今後どう取り組んでいかれるのか、この点もあわせてお答えいただきたいと思えます。

次に、市立病院の内科外来の午前診療の中止の影響、午前診療しかしない、午後の診療を中止したその影響はどうかという問題でございます。お医者さんの労働条件を緩和するため、今年4月から内科外来診療を午前中だけとしました。患者さんの減少、医業収入の減収など、どの程度の影響があったのか、患者さんは随分と減ったようでありましてけれども、減った患者さんは土別を離れて、どこかの病院に行っているのか、あるいは市内の個人のお医者さんに通っていらっしゃるのか、この件についてもどういう押さえ方をしているのか、この際お聞かせいただきたいと思うんです。

そして、市立病院の今後の内科を含めた医師の充足、それをどのようにお考えになって、午後の診療も含めて見通しがあるのかどうか、この点についても取り組みをお知らせいただきたいと思うのであります。

次に、リハビリの受診日数の制限の影響でございます。小池議員も質問しておりましたけれども、おっしゃってございましたけれども、政府は効果のないむだなりハビリが横行している、こういつて心臓疾患を150日、脳血管疾患、これが180日、リハビリを受けられる期間に上限を設けて、それを超えれば医療保険の適用外とする改悪をこれも強行したのであります。土別における影響とリハビリテーションの体制、これはどのようにされたのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

次に、市立病院の財政再建の問題でございます。

まだ、数字が具体的に示されておりません。小池議員の質問に対する答弁でも、具体的にどういう合理化が行われたり、どういうところの経費を削ったり、収入をどう上げていくのか、こういった具体的な数字はまだ示されておりません。この議会が終わる15日、議会が終わった後で、議員協議会を開いてそこら辺の問題を説明したい、こう言っておりましたけれども、あさってでありますから、もう具体的な数字も本来できているはずだと思うんです。私はそういう議員協議会という市民の皆さん方の目に見えない協議会の中で非公式に議会と話をするのはなく、この本会議にこそ数字も明らかにして、市民の皆さんの前に市立病院の実態とこれからのあるべき姿をしっかりと見せることが必要でなかったのか、こう思うんだけれども、この点に対する考え方もお聞かせください。

今の事務局長の先ほどの答弁でも、18年度で6億を超える赤字額だとおっしゃってました。解消計画をどう立てていくのかわかりませんが、恐らく自主再建をする、こうおっしゃ

っている。それに反対するものではありません。しかし、10年で解消するとなりますと、1年6,000万、これを返済に充てていかなければならないと思うんです。それは自主再建でありますから、市立病院が黒字を出して、そしてなおかつ6,000万の黒字を生み出して、借金の返済に充てていかなければなりません。果たして、これが本当にできるのか、こう思うのは私一人ではないでしょう。

例えば平成5年から9年までの5カ年間、市立病院の赤字解消のための再建計画が立てられました。そのときには2億5,000万、この赤字がございました。この2億5,000万の赤字を5年間で解消しよう、こういう計画です。それは1年5,000万、一般会計から5,000万を繰り入れする、そして5年間で解消する、こういう計画だった。ところが2億円、これは病院が黒字を生み出したんじゃないじゃありません。一般会計から2億円を繰り出す、そして5,000万も繰り出すわけだから、結局は1年間2億5,000万を繰り出して5年間、これで解消したという経緯がございます。あれから市長、病院をめぐる情勢はそんなによくなったでしょうか。診療報酬の改定によって病院の経営は厳しい、医師不足で地域の住民も、そして自治体病院も赤字を余儀なくされる、そういう事態が生まれているわけがございます。

私は、そういう中であって、本当にこの市立病院の再建が数字をいじっているだけでいくのかどうか。また一般会計も基金の取り崩し、これでもう22年には基金もなくなってしまう、そういうふうになりますと、私は本当に腹を据えた見直しや計画をしないと、夕張の二の舞になってしまう、そう真剣になって危惧するものでございます。

私は、ぜひ市長もこの点に留意をされて、自主再建、自主再建と、そういう言葉だけでなく、本当に自主再建をしていける、その道筋をはっきりさせることと、それができないのであれば、どうしていくのか、この点もしっかり考える必要があるのではないかと、こう思うんですけども、いかがでしょう。

そして、先日、地方自治体の再建法制を検討していた総務省の研究会が最終報告をまとめたことと報道されております。それを受けて、総務省は地方自治体に財政状況を示す4つの指標の公表、これを義務づけて、年明けの通常国会に関係法令の改正案を提出すると報道されました。総務省から言われるまでもなく、公営企業会計は別だから、一般会計さえ赤字を出さなければ再建団体に落ちていくことはないなどと考えることなく、土別市の全体の財政をしっかりと見きわめていくこと、このことが求められているのではないかと。この総務省が年明け関係法令を出すという、この地方自治体の財政再建法、これらについてどう認識しておられ、どう取り組んでいかれるのか、この点をお聞かせいただきたいと思うのです。

最後に、季節労働者対策について質問したいと思います。

来年度から冬期技能講習制度の廃止、30年間続いてきた季節労働者の対策はひどい、ずたずたにされてまいりました。本当に働いている人たちの季節的な条件が変わったのか、何も変わっておりません。働く人たちの賃金の上昇は図られたのか、それも図られておりません。仕事が増えたのか、それも依然として同じです。雇用保険の本州とのつり合いがとれない、平等で

はない、こうってこの雇用保険が不公平に使われているとって、30年間続いてきたこの雇用保険が来年度から打ち切れようとしているのでございます。その対策として1,000万の事業、これは全道40カ所、それで地方自治体にもお金を出させて、一定の事業を行おうとしているけれども、この事業の中身、私はこういう季節労働者対策、雇用保険が不公平に使われているというならば、30年間続いた制度を、例えば積雪寒冷地のこの北海道に寒冷地補正の特別交付税を上乗せするとか、あるいは地方交付税でも措置するとか、そういうことで地域の働く人や経済をしっかりと守っていく、それこそが政治に求められている大事なことでないでしょうか。そこに働く季節労働者の働きがあったればこそ、この地域の開発も今日まで発展してきたのでございます。そういう地域に貢献してきた労働者や働く家族を守ることこそ、政治に求められている大事な仕事だという、その腹を市長にはしっかりと持っていたいただきたいと思いますのであります。

そこで、先ほども申し上げましたけれども、ぜひ企業組合なんかに対する冬場の仕事、これも今まで以上に確保して、働く人たちが1日でも10日でもその仕事につけるように、ぜひ市の仕事の確保や援助の手も引き続き差し伸べることと、この地域のいわば援護制度の延長で幾ばくかの職業指導なんかをするようだけれども、これらの問題がまだはっきりしていません。しかし、これらもはっきりさせながら、地域の季節労働者の役に立つように大きな力を発揮していただきたい、このことを強く要請したいと思うのであります。

そしてまた、失業保険の一時金、これは今まで50日の一時金だったけれども、これも去年、おとしから算定基礎がそれまで100%もらえていたお金、これも80%に引き下げられた。そして、引き下げられたその80%に下げられた一時金、その50日分もらっていたけれども、それも30日に下げさい。だけど30日はかわいそうだから、来年は40日に、その後は30日に切り下げる。こういう冷たい仕打ち、働いている人たちの生活を脅かす、こういう政治に対しても、一時金の後退をしない、そういう要請を強く行って、この地方の雇用の安定や生活の安定のために大きな力を発揮していただくことを心から要請申し上げて、一般質問を終わるものであります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 齊藤 昇議員の御質問にお答えを申し上げます。

最初に、私から平成19年度予算の編成に関する質問のうち、財政健全化の考え方、そして季節労働者対策について答弁を申し上げ、ソフト事業にかかわる桜丘荘の特定施設移行計画、あるいは市立病院の経営状況等につきましては、各担当部長からそれぞれ御答弁を申し上げることにしておりますが、最後の答弁の私の後半で、私の最近の市立病院に対する、あるいは今国と地方の取り巻いている医療関係について、一つ所見を申し述べさせていただきたい、そのように思っております。

明年度の予算編成につきましては、さきの予算編成方針でも示しておりますが、そのほかにも各議員の御質問にお答えをしまいいりましたように、財源確保の面で不透明な状況にありま

すが、非常に厳しい予算編成になるものと今から考えております。また、19年度以降におきましても、更に地方交付税の見直しがなされることが予想され、今後はこれまで以上に中長期的視野に立った行財政運営をいたさなければならないことは先刻御承知のとおりであります。

こうした状況から、本年5月に行財政改革大綱実施計画及び財政健全化計画を策定し、これに基づき水道事業、公共下水道事業につきましても、今後の事業計画や使用料改定を含めた健全化計画を策定中のほか、特に現在本市の最大の課題であります病院事業会計につきましても、経営改善計画を策定しているところでもあり、今議会中にそのことについては、今齊藤議員からもお話がありましたけれども、お示しをしまいたいと考えております。

お尋ねにございました地方自治体の再建法制にかかわりましても、本市の今後の財政運営の基本的な考えにつきましては、全国的かつ急激な地方自治体の財政状況が悪化をしていく、そうした中で更に実質的な財政破綻の状況にある自治体の存在が明らかになったことによりまして、住民が自治体財政を監視をし、財政悪化の初期から再建策を講じることを促すために、総務省におきまして、早期の法整備を目指して検討がされていたところでありますが、このたび最終報告がされまして、これをもとに年明けの通常国会に地方財政再建特別措置法の改正案が提出をされ、早ければ2008年度決算から適用されるようでございます。

これまでの地方財政の健全性を図る指標といたしましては、実質収支比率と17年度決算から新たに用いられることになった実質公債費比率の2つがあったところであります。特に財政再建団体の判断基準とされてきた標準的な自治体の財政規模に占める赤字額の割合をあらわす実質収支比率は普通会計の決算が対象で、本市の場合では約18億円の赤字になりますと、財政再建団体の対象となるものでありますが、従来の比率は公営企業会計やあるいは不採算事業の特別会計の赤字が反映されないことから、例えば病院事業会計で多額の不良債務を抱えたとしても一般会計が黒字であれば、財政再建団体に転落といったことはなかったところであります。しかし、今回の改正案では一般会計から公営企業会計までを含めた資金の流れ、いわゆるフロー指標と第三セクターを含めた債務の多さ、ストック指標が導入される予定であり、その詳細は不明ではありますが、本市の現在の病院経営状況を踏まえ、全会計の財政状況を考えますと、現状のままの推移だと、国の関与のもとで財政運営をいたさなければならないといった可能性もあるわけでございます。

こうした状況を踏まえて、このたび病院の経営計画を策定いたしているところでありますが、市全体の歳入が減少傾向にあることや一般会計においても当面は財政調整基金からの繰り入れをしなければならない状況からも病院会計単独での経営計画といたしたところであり、今後の状況の変化に応じて常に検討を加えながら取り組んでまいらなければならないものと思っております。

現在の地域医療を取り巻く状況や一般会計のみならず、本市の全会計を通じた財政状況を考慮しましたとき、今後の財政運営はまことに厳しく、さまざまな課題もありますので、一定の時間はかかるものと考えておりますが、まずは財政基盤のしっかりとした自治体を目指さなけ

ればならないものであり、そのためにも予算編成方針でも示したように19年度予算編成は財政健全化を具現化するスタートの年という強い気持ちの中で取り組んでまいりたいと存じます。

次に、季節労働者の対策についてお尋ねがございました。国は季節労働者対策として、昭和52年より暫定措置として繰り返し実施してきた冬期援護制度につきましては、冬期雇用安定奨励金及び冬期技能講習助成給付金の両制度が柱となって、季節労働者の冬期就労機会の確保や知識技能の習得を通じた通年雇用への誘導対策として重要な機能を果たしてきており、加えて建設業者などの経営安定と、更には本市経済にも極めて大きな役割を果たしてきたものと認識をいたしております。

したがって、この制度の存続につきましては、中長期的な制度となるように北海道一丸となって、これまで国に対し、存続に向けた運動を展開してまいりましたが、平成18年度限りで廃止されるという、まことに残念な結果となった次第であります。

このような国の制度の廃止につきましては、季節労働者にとっても、地域経済にとりましても極めて影響が大きいことから、季節労働者の生活を守るべく、冬期援護制度廃止に伴う代替案として、実効性のある新対策の制定について、本年8月に上川北部雇用問題対策協議会として北海道知事や道議会議長及び北海道労働局を訪問し、要望活動を実施するとともに、上川地方総合開発期成会、道北市長会、更には北海道市長会などを通じ、国に対し要請活動を今日まで継続して展開いたしてきたところであります。

このたびこうした北海道一丸となつての運動の取り組みによりまして、冬期援護制度のかわる新たな対策案が国から示されたところであります。その概要は今後の季節労働者対策として通年雇用化を促進する事業主に対する支援施策を拡充強化することに加え、ハローワークを初めとした地域レベルでの相談、支援体制を充実強化する事業として、仮称ではありますが、通年雇用促進支援事業の枠組みが示されたところであります。

そこで、この通年雇用促進支援事業についてであります。本事業は道内のハローワーク所在地の40地域を対象として、上川管内で旭川、富良野、名寄の3地域を想定しているところのこととありますが、道では本市のような出張所地区につきましても対象地域として検討していることと伺っております。

事業の具体的な内容といたしましては、市町村等におきまして市、商工会議所、商工会、建設協会などの団体などによる協議会を設置をして、その協議会が通年雇用化促進のための計画づくりを行い、それに基づいて求人開拓や就労相談、更には情報提供等を実施した場合に、その運営費約1,000万円に対して、国・道合わせて約9割の支援が行われ、残りの1割につきましては市が負担することとなっております。

したがって、お話のように季節労働者の方々が果たしてきた役割は、本市中小企業の振興の上にも極めて大きなものがありました。ただ、この協議会の設立運営に当たりましては、市が主体となって季節労働者のきめ細かい就業支援について推進をいたしてまいりたいと存じます。更に国から示されました新たな取り組みだけでは、季節労働者の方々の不安が解消され

ないものと考えておりますことから、市の取り組みといたしまして、これまで企業組合を通じて実施をいたしてまいりました冬場の雇用対策としての冬期就労事業、公共事業の早期発注、機動職業訓練の支援、更に雇用保険特例一時金受給のための資格不足の要件が満たされるよう、企業と労政等でその啓発に努めて、一人でも多くの方々の通年雇用化が図られますように、この対応に鋭意当たってまいりたいと考えております。

また、国において冬期間の離職中の生活に欠くことのできない特例一時金につきましても毎年循環的に給付金が支給されることや道外との地域間の公平性を欠いているという理由から、完全廃止を含めた見直しの検討がなされているところであります。このためこれまで現行制度のままの維持が図られるよう、北海道が一丸となって要請活動を展開いたしてきたところではありますが、心配されておりました完全廃止には至らず、これまでの基本手当の50日分とされる給付水準を30日分に引き下げるとの方針が検討されたところであります。ただ、30日分の給付水準では、季節労働者の生活に与える影響が大きいとのことから、激変緩和措置として明年度から当面給付水準をお話のように40日分とする2割削減が明らかとなったところであります。

本市の影響につきましては、この2割削減の見直しをもとに試算いたしますと、平成17年度の季節労働者数約1,100人に対する総支給額はハローワークのデータでは約2億7,000万円となっております。1人当たりの減少額は約5万円、全体では約5,000万円を超える減少が見込まれるところとなっております。このことは冬期間の就労の場の縮小とあわせて季節労働者の方々の冬場の生活に極めて大きな影響が懸念されるところでございます。したがって、今後におきましても、国の動向を逐次見据えた中で、上川北部雇用問題対策協議会や道内の各市町村と連携をして、引き続き現行制度の堅持を図るべく要請活動等の対応に当たってまいりたいと思っております。

そこで、先ほども申し上げましたけれども、市立病院の経営状況、特にこの財政再建等にかかわって、藤森局長からその大半につきましては、御答弁を申し上げる予定といたしておりますが、私からもこの機会に少し病院をめぐる状況につきまして、北海道医療対策協議会の委員を務める立場からお話をし、また皆さんの御理解をこの機会に得ておきたいと、そのように思っております。

今年の春以降、北海道医療対策協議会におきましては、大学、三育大学、これは北海道大学、札幌医科大学、旭川医科大学の大学の教授先生方、あるときには学長様、副学長全員が一堂に会する、あるいはまた私どもと、それから北海道の関係職員ということで、また北海道斗南病院の加藤先生だとか、この方は元北海道大学の大学病院の院長を務めておられましたけれども、そういった方々でいろんな角度から今どうしてこういう状況になってしまったんだろうか、もう少し北海道は早く動くことができなかつたのだろうかということで、まずその大きな原因としては、今日医療界が大変混乱をしておりますのは、1つには16年から始まりました医療の臨床研修医制度、これは2年たったら、まず平常に戻るであろうということが予測されたわけでありましてけれども、ほとんどの研修医として出た先生は自分の大学で研修を受けないで

大都会に流れてしまった。流れてしまって、今度は自分の大学に戻ろうとしない、これは1つの大きな医師不足の原因になっております。

それから、今日の医療費が膨大に膨らんでいく、これを何とか抑制しなければならんということで、国のとった厚生労働省の政策というものが全く地域にこんな大きな問題点を起こさせてしまったと。私はそれについて率直に申し上げておりますけれども、要するに今回の医療費の改定というのは、過去にない3.16%の医療費の引き下げ改定でございます。これらも病院の経営にとっては極めて大きなマイナス要因になっております。

それから、今まで国が交付金で大学運営に対して助成をしていたものを断ち切ってしまう、これからの大学はみずから働いて、その中から病院の経営をやってくださいということになりますと、もう既に大学病院というのは、地方の病院をかまっておる暇はないということになって、高次医療つきましてはもちろん大学とのつながりはあるにしても、どんどんと先生を引き揚げていってしまう。だから、そういう意味からすると、全く大学と地方の病院とのつながりというものは大きく一変してしまったと、そういったことがあるわけでもございます。

それから、先般も私は質問しましたがけれども、こんな問題を数字の中にカウントしているのかどうかという点では、最近では女性の医師がどんどん増えていっていると。そして女性の医師は出産、あるいは要するに産休と育児休業をとっているし、それが増えていっています。それから、高齢者の医療もなかなか多くの患者に対応できないというような高齢者の医師もですね、これはカウントされているのかどうかといたら、全部その中に実は入っているということがはっきりわかりました。そして、そういうことからいいますと、北海道ではもう既に十分間に合っておるといっただけけれども、そんな感じは全く北海道、景気も悪い、よそと違って、同じように全然北海道の我々この辺ではそんな感じがしない。なぜなんだろうかということを含めていきますと、それは札幌と旭川にすべて集中してしまっている。

また、今までは若い先生方は、なりたての先生というのは、へき地勤務を通して医療の心得というものはそういうところから学ばれていった。しかし、今の若い先生方にしてみると、地方に出ることは逆に都会にいて、高度医療を一日も早く身につけていくという点ではおくれをとってしまう。かつては大学とのつながりが深いつながりの中でですね、これはやはり離島勤務だとか、あるいは子供の養育期間に命令一つといたしますか、どんどん派遣先に一声かかれば行かざるを得なかったと、そういうふうなものが今の若い人にはほとんどそれが通じない状態に変わってきたと。大学の内部の問題も随分変わってきた。そういういろんな問題が今重なって、こういう状態になっていることのまず認識はこれはこれでわかったわけです。

そこで、いわゆる北海道の中で間に合っているところはいいいんですけれども、今、南の方の合併したエリアから順次どういう医療システムをこれから構築をしていくのかということで、その段取りいたしておりますけれども、まず医者がこの地方で十分間に合うなというふうなことにつきましては、これから10年ぐらいかかるのではないだろうかということもうわさがされておるわけでもございます。そうなりますと、私は先日も先生方の前でいろいろ自治体の財政

運営について語るのはいかがなものかと思えますけれども、とにかく今連結決算、いわゆる斉藤議員がおっしゃったように、今各会計が全部総合的に幾らの赤字を抱えているか、しかも三セクについてまでそういうことになると、とてもじゃないが幾ら私どもが病院以外の会計の中で一生懸命努力をしても、病院の経営一つによって、いつ再建団体に転落するかわからないと。だから私はこういったことについても、特に病院は一時的な、この派生的な問題で国にも大きな責任がある中でこういう事態を招来してしまったんだから、だから私はこれは連結決算の中から病院、企業会計は外すべきだということも強く主張してきておるわけでございます。

いずれにいたしましても、来年の夏ぐらいいまでに答えを出して、医師不足に対するいわゆる基金制度を設けるとか、あるいはその他の医師の確保対策を今北海道を中心にして、取り組もうとして進められておりますので、なかなかセンター病院とサテライトとの仕組みもわからない中で、根室は既に中標津とか、留萌の方も今大変な状況になっておりますけれども、そんな中から今新しいシステムが作り上げられようとしていくわけです。

特に、この土別で困ることは開業医が非常に少ないと、名寄やなんかとも対比して非常に少ないというふうなこともありまして、大変厳しい状況にあります。しかし、今派遣されていっている小児科の先生も、先日私はお会いしたときに、もう名寄に一応派遣とされているけれども、もう土別とは一つの医療圏域として一生懸命やりますから、できるだけ心配しないでくださいということを言われて、本当にうれしかった気持ちになりましたけれども、小児科の先生です。

今後はそういった中から、どういう形が作られていくのかというのは、今もう少し時間が必要なんですけれども、どれくらい病院を縮小するのかどうかということも大きな問題ですけれども、今22名の先生がいるわけですし、余り消極的な中で議論することもどうかと思いますが、いずれにしてもこの不良債務がどんどんできていきますと、先ほど言ったような国の今の制度改正の中から極めて厳しい方向に向かわざるを得なくなりますので、真剣に慎重に取り組んでいきたい。この後につきましては、藤森事務局長の方から答弁をいたすことにいたしますが、時間をいただきまして、ありがとうございました。終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私から、ソフト事業にかかわる桜丘荘の特定施設への移行についてお答えいたします。

このたびの介護保険制度の改正に伴い、養護老人ホームも介護給付サービス提供の一翼を担うこととなりました。これに伴いまして、桜丘荘におきましても今後入所者の高齢化が進み、軽度の要介護者が徐々に増えていくと予想されますことから、来年度から養護老人ホームが選択できる新たな制度である外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所への移行を計画中でございます。

この制度の基本的な仕組みにつきましては、軽度の要介護者に対して、すべてのサービスを

施設内の職員が提供するという形態ではなく、生活相談や介護サービス計画の策定、安否確認等の実施は特定施設の職員が行い、介護サービスの提供につきましては、特定施設が外部の介護サービス提供事業者へ委託することにより、入所者が要介護状態になった場合には介護サービスを提供することにより、入所者は住みなれた地域の施設で充実した生活を送ることができるという制度でございます。

特定施設は、現行の措置制度と新たな介護保険制度の混合型で運営する制度で、現在桜丘荘は定員割れをしているという状況にもありますが、要介護度1から3程度までの方を援助対象とすることにより、要介護になった方には特別養護老人ホーム等への施設がえも行うことなく、継続して入所可能となることから、定員も充足されて、効率的な運営ができると考えておりました。計画では桜丘荘特定施設利用者枠を40名程度で安定的に運営したいと考えております。また、予算的には桜丘荘特定施設は介護報酬の収入が伴いますことから、養護老人ホーム桜丘荘とは区別して、介護サービス事業の特別会計で運営する予定でございます。

そこで、特定施設の移行による財政試算についてであります。平成19年度につきましては約320万の運営収入の増を予定をいたしております。開設時点では、要介護状態の入所者が少ないと予想されますものの、今後高齢化とともに、特定施設の利用者が増加することとなりますことから、5年後には計画数の40名枠に達するものと考えております。

なお、桜丘荘特定施設の職員配置につきましては、外部サービス利用型の人員配置基準では、介護サービス利用者の割合に応じた介護支援専門員及び介護職員の配置とともに、今後施設面においても設備の一部の改修が必要と考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 藤森市立病院事務局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君）（登壇） 私から、市立病院にかかわる質問につきましてお答えをいたします。質問に対する回答の順が若干違いますけれども、御了承願いたいと思います。

最初に、今後の市立病院経営計画についてお話がございましたけれども、議員御指摘のとおり、実は私ども早い機会にこの計画を策定し、議会等も含めて説明することを予定しておりました。たんですけれども、今年度の決算見込みの状況、更には当然新年度の予算をどう組めるんだという問題もあります。更に実は大きな問題として、途中から小児科の病棟の関係がございました。この3階東病棟を今後どうするのかという、例えば閉鎖するのか、ほかの科に転科するだとか、他の利用方法はないのかと、実は内部で相当論議をさせていただいた経過もございました。そういったことも含めまして、実はこのような時期になってしまいました。明後日、院長からもこの経営計画の中身については説明することになっておりますので、大変申しわけないというふうには思っておりますけれども、その点については御理解をいただきたいというふうに思っております。

先ほども申し上げましたけれども、市立病院の経営状況につきましては、さきの小池議員に

も答弁いたしましたけれども、やはり固定医の減少とともに、患者数も現状今非常に減少しているということで、非常に経営は厳しい状況にあります。このため平成17年度末の欠損金は44億円を超え、不良債務についても今年度末、先ほどもお話をしましたけれども、6億円を超えるものと現在では見込んでいるところであります。

市立病院におきましては、これまでも幾度か不良債務の発生を見てきたところでありますけれども、その都度経営健全化の計画を作成しながら、一般会計からの繰り入れ、それから診療報酬点数の高い看護体系の移行による増収、調整だとか、それから経費の削減等を行って不良債務の解消を図り、健全な病院経営にこれまで努めてきたところであります。

しかしながら、一般会計は基金からの繰り入れをもって収支の均衡を図るなど、依然として厳しい財政状況にありますことから、繰り入れ基準以外の繰り入れは難しいという状況にあることから、平成17年、18年の2年間に発生する不良債務につきましては、現時点では病院単独で解消を図らなければならないものというふうに考えております。

この不良債務解消の方策といたしましては、先ほど申し上げましたように、士別市集中改革プランによる組織体制の見直しなどにより、長期計画を策定することとしたところでありますけれども、この計画は医療制度の改定が行われる中であっても、地域の基幹病院として、地域の方々に安全で良質の医療を提供していくことで効率的で健全な病院経営に努めていくということの基本としたところであります。

この計画の期間は、平成19年度から28年度までの10年間とし、この期間中に今年度末までに発生する5億円を超える不良債務を解消していこうというものであります。具体的な方策といたしましては、収入の面では小児科を除く現体制を維持することで積算しておりまして、費用につきましても職員の協力を前提としておりますけれども、最大限の費用の大部分を占めます給与の適正化の取り組み、更に外部委託の検討、薬品費や材料費の節減のほか、事務事業の見直しなどを行い、更には公営企業法の全部適用についても検討する中で、自立した病院経営を目指そうとしているものであります。

また、病院としての信頼性の回復も大きな課題でありまして、医師の確保対策を初め、良質な医療を提供するためには、患者と医療従事者との信頼関係の確立が不可欠であり、患者の立場に立ったサービスを行うために接遇の徹底や療養環境の向上、更には他の病院との機能分担や業務の連携を図るための医療体制づくりが重要な課題でありますので、今後これらについても推進に向けて努力をしていきたいと思っております。

以上が市立病院において進めていくべき経営計画の基本的な考えであります。公立病院はその地域において、他の医療機関ができない、またはやれない分野の、しかも地域にとっては必要な救急医療など、不採算部門の医療を提供しているところでもあります。しかし、一方、病院は健全な経営を目指すという目標があるとともに、質の高い安全な医療を地域に提供していくことも目指さなければなりません。これらの目的遂行のためには、今後病院、全職員が危機に直面している現在の状況を十分認識するとともに、病院を自分たちの手で変えていくとい

う意識改革と行動計画をもって経営を改善していくことが今後の重要な課題であると考えております。

次に、療養病床の経営状況についてのお尋ねがございました。

療養病床につきましては、今後予想される少子高齢化において増加する慢性期医療に対処するため、自分のことは自分でできるようになるという目標を持って、平成15年7月より医療型療養病棟として開設しているところであります。具体的な運営内容であります。運営に当たりましては、患者要望に対応する医療体制とするため、専任の医師を配置するとともに、看護職員につきましては、看護基準25対1の基準により、患者の皆さんが安心して療養が受けられる診療体制としております。

そこで、療養病床のこれまでの経営状況についてであります。開設した平成15年度につきましては、病床利用率が80%を超える状況にあったことから、診療報酬が包括診療による定額制であるにもかかわらず、ほぼ収支の均衡が図られておりましたが、平成17年度には病床利用率が72%前後となり、年間患者数も7,945人と、前年度と比較して725名減少し、医療収益から医業費用を差し引いた額は約3,300万円程度の不足となったところであります。

また、今年度には診療報酬の改定が行われ、慢性期入院患者にかかわる評価が引き下げられ、療養病棟の診療報酬は今回の改定により入院基本料が医療区分で3区分、ADL、いわゆる日常生活動作区分で4区分に分類され、その組み合わせによって、最高1,740点から最低764点の5段階への入院基本料となったところであります。この入院基本料の改定に伴い、全道規模で行われた療養病床の再編に関する調査結果を見てみますと、診療報酬の最も低い入院基本料に該当する方は全体の5割以上を占めており、どの病院も収益の確保は難しい状況にあるという結果が出ております。

また、この状況を市立病院の最近の入院患者で照らし合わせてみますと、病床利用率は70%で最も低い入院基本料の方が入院患者の約5割を占めていることから、昨年同期と比較いたしますと、約1割以上の減収となっております。このように収支の状況が悪くなっている療養病棟の今後の増収策といたしましては、当然病床利用率を上げるわけでありませうけれども、それ以外には入院基本料の高い患者を入棟させることが収益の増加につながるものと考えておりますので、現在の看護体制に合った中での患者対応を今後検討してまいりたいと考えております。

次に、内科外来における午前診療についてであります。

病院における医師の過重労働に関しましては、日ごろより労働基準監督所から過労死などを防止するために、労働時間の軽減が指導されておりますし、医師を派遣している大学病院からも労働条件の緩和は言われておりました。市立病院の内科医師につきましては、昨年10月から消化器科医師が1名、今年4月からは循環器科の医師1名の計2名が異動となり、7名体制となったところであります。引き続き内科外来で従来どおりの診療体制を続けるとなると、救急業務や検査業務もあり、このほか入院患者に対する病棟での診療業務も行っており、勤務時間が遅くなることが予想されたところであります。このため内科外来におきましては、今年

4月から午前診療としましたが、実際は2時過ぎまで診療をしているのが現状であります。

午前診療により内科外来の今年4月からの10月までの患者数は、1カ月平均で約500人の患者が減少している結果が出ており、収益につきましても約3,000万円程度減収となっている状況にあります。この患者数の減少要因といたしましては、慢性期患者で、安定傾向にある方の薬の処方を最大4カ月に延長したほか、薬のみ希望の処方の患者につきましては、ほかの病院の先生方に紹介するなどの方法もとってきたところでもあります。結果として、1日平均いたしますと、外来におきましては、約24名の患者が減少しており、このことが薬の処方を延長したことに加えて、この4月診療報酬は改定になったことなどにより、患者の利用者の負担増になったことも少なからず影響があったものと考えますが、何よりも病院としては、患者に選ばれる病院づくりが不可欠でありますので、今後とも患者と医療従事者の信頼関係の確立に向けて最大限の努力をしてみたいと考えております。

なお、来年4月以降の外来の体制でございますけれども、現時点においては医大の方から新たな医者が増員というものは聞いておりませんので、現時点におきましては、来年4月以降も午前診療ということで今予定をしているところであります。

次に、本年4月に改定されたリハビリテーションの診療報酬についてであります。

従来は医療保険で受けられるリハビリに日数制限はありませんでしたが、脳血管疾患は180日、運動器疾患は150日、肺炎など呼吸器疾患は90日など、保険適用日数に上限が設けられたところでもあります。この改定により、市立病院でのリハビリ患者150人のうち、6割の約90名が日数制限の対象となりましたが、現在24名の方が市で週2回行っているリハビリ支援事業でリハビリを行っております。4月から9月までの延べ患者数は1万2,735人で、前年と比較して1,496人の減となり、収益も450万円の減収となっております。更に10月からは脳血管疾患の患者が日数制限の対象となり、脳血管疾患の患者は前月と比較して、317人減の107人となったことから、明年3月末までのリハビリテーションの減収額は約1,400万円程度になるものと推計をしております。したがって、19年度におきましては、リハビリの患者数が大幅に減少することが予想されますことから、現在理学療法士5人、作業療法士2人の体制については見直しを図り、減収にかかわる分につきましては、保健福祉行政において業務を展開してみたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦勞さまでした。

（午後 3時24分散会）